

第八十七回国会 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和五十四年五月八日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月二日
辞任 多田 省吾君
補欠選任 原田 立君
四月二十五日
辞任 川村 清一君
補欠選任 上田 哲君
四月二十六日
辞任 上田 哲君
補欠選任 川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長 久次米健太郎君
理事 大島 友治君
山内 一郎君
栗原 俊夫君
相沢 武彦君

委員

岩上 二郎君
片山 正英君
北 修二君
小林 国司君
野呂田芳成君
初村清一郎君
川村 清一君
坂倉 藤吾君
丸谷 金保君
村沢 牧君
原田 立君
藤原 房雄君
河田 賢治君

國務大臣

政府委員

農林水産大臣 渡辺美智雄君
農林水産政務次官 宮田 輝君
農林水産大臣官房長 松本 作衛君
林野庁長官 藍原 義邦君
林野庁次長 角道 謙一君
事務局側 竹中 護君
常任委員会専門員 白井 和徳君
国土庁計画・調整局長 羽鳥 博君
国土庁地方振興局長 北郷 勲夫君
振興課長 佐竹 五六君
社会保険庁医療課長 津沢 健一君
林野庁林政部長 林部 弘君
労働省労働基準局長 林部 弘君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 林部 弘君

説明員

本日開会に付した案件
○林業等振興資金融通暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(久次米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
林業等振興資金融通暫定措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺農林水産大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 林業等振興資金融通暫定措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の森林・林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給と国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の維持増進等を通じて、国民経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたところであり、このような森林・林業の果たす役割りに対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと考えられます。

しかしながら、最近におけるわが国林業をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがあり、木材需要の伸び悩み、外材の進出、経営コストの増大等により、林業の収益性は著しく悪化しております。このため、伐採、造林その他の林業生産活動は著しく停滞し、また、国内産木材の生産・流通を担う事業体も弱体化しつつあります。これらの動きが今後とも続けば、国内産木材の供給力はさらに低下し、将来にわたる森林資源の整備充実に支障が生ずるばかりでなく、国土保全等の公益的機能の低下すら懸念されるところであります。

このため、当分の間、林業経営の改善及び国内産木材の生産・流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する特別措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一は、基本方針の策定であります。農林水産大臣は、林業経営の改善及び国内産木材の生産・流通の合理化に関する事項についての基本方針を定めなければならないものとしておりま

す。

第二は、林業経営の改善のための措置であります。林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対して農林漁業金融公庫が造林資金または林道資金の貸し付けを行う場合における貸付金の償還期限及び据え置き期間の特例について定めております。

第三は、国内産木材の生産・流通の合理化のための措置であります。国内産木材の生産・流通の合理化を図るための計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者がその計画に従って合理化を推進するのに必要な資金の調達を円滑にするための措置を講ずることとしております。

このほか、国内産木材の流通の合理化を図るための計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた木材卸売業者等がその計画に従って合理化を推進するのに必要な資金を借り入れることにより負担する債務について、林業信用基金は、保証を行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) 補足説明を聴取いたします。藍原林野庁長官。

○政府委員(藍原義邦君) 林業等振興資金融通暫定措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し上げてまいりましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、農林水産大臣が定める基本方針についてであります。これは第二条に規定いたしております。基本方針におきましては、林業の発展と

国内産木材の製造業及び卸売業の発展が密接に関連していることにかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めることとしたしております。

なお、農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、林政審議会の意見を聞かなければならないこととしたしております。

第二に、林業経営改善のための措置についてであります。これは第三条及び第四条に規定いたしております。まず、林業を営む者は、林業経営を改善するためにとるべき措置等を記載した林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしたしております。

この認定を受けた者に対して、農林漁業金融公庫が造林資金または林道資金の貸し付けを行う場合における貸付金の償還期限及び据え置き期間、農林漁業金融公庫法の規定にかかわらず、造林資金にあつてはそれぞれ四十五年以内及び二十五年以内において、林道資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとしたしております。

第三に、国内産木材の生産・流通の合理化のための措置についてであります。これは第五条及び第六条に規定いたしております。まず、都道府県知事は、森林組合または素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者もしくは木材市場開設者の組織する団体等の申請に基づき、これらの者の作成する国内産木材の生産・流通の合理化を図るためのとるべき措置等を記載した合理化計画の認定をすることができることとしたしております。

この認定を受けた者が国内産木材の生産・流通の合理化を図るためにとるべき措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を行う都道府県に対し、林業信用基金は、当該事業に必要な資金を貸し付けることができることとしたしております。

また、林業信用基金は、林業信用基金に出資し

ている森林組合、木材卸売業者等で合理化計画の認定を受けたものが、国内産木材の生産・流通の合理化を図るためにとるべき措置を実施するのに必要な資金を融資機関から借り入れることにより負担する債務を保証することができることとしたしております。

第四に、林業信用基金の業務の特例に伴う所要の規定の整備についてであります。これは第七條に規定いたしております。すなわち、都道府県に対する資金の貸し付けの業務についての区分経理、都道府県に対する資金の貸し付けに必要な資金の一部に充てるための長期借入金及びこれに係る債務についての政府保証並びに都道府県に対する資金の貸し付けの業務に要する経費の一部補助に関する規定を設けることとしたしております。

このほか、林業信用基金から資金の貸し付けを受けて事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法の規定により設置する特別会計においてあわせて行うことができることとしたしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(久次米健太郎君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 今回提案された法案は、林業経営の改善と国内産木材の振興を目的とする資金融通法であります。こうした法律の必要性は認めるものではありますが、こうした法律の必要と認めるものではないかと、現在、林業をめぐる問題が非常に多面的でありますから、他の林業施策と総合的、積極的に進めて、金融措置はこれを補完するものとして私は考えなければならぬというふうに思っております。

国内林業生産活動を活発に促進していくためには、造林だとか林道のような公共事業をさらに積極的に伸ばす。これには、山村振興事業だとか、また林業の担い手対策、流通対策等についてもき

め細かな施策を行って、それをやりやすくするのがこの金融措置の拡大であろうというふうに思いますが、この法律の林業振興に対する位置づけについて、まず考え方を聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御指摘のように、非常に林業を取り巻く情勢は厳しいものがあるわけでございます。何と云っても、五年とか十年とかで採算のとれるものではございません。三十年、五十年、六十年と、ものによつてはもつとかかるということでございます。当世なかなか林業に対して、積極的に山をつくつていくという意欲がややもすると欠けがちになるわけでありまして、

したがいまして、われわれといたしましては、できるだけ林業経営者に安心して木が植えられるような助成策を図つていくというために、造林については四十五年という非常に長期低利の資金を設けるというようなことを考えたり、あるいは基盤整備のための林道の融資期間を非常に長くするというような、二十五年にもするということによりまして、やはりこの林業の基盤整備というものを一層促進をさしていく。

また、もう一つは、国内材というもののについて外材に押されさみだということでは困るわけでありまして、国内材を取り扱う業者に対して何らかのメリットがあるようなことを考えて、安易に何でも安ければ外材がいいのだということだけでなく、国内材には国内材のよさがあるわけでございます。それから、そういうものもよく見ていただいで、それを生産する国内材関係のいろいろな業界の方々に特別な融資制度を施行して国内材の流通部門というものを強化をしていく、それによつて、ひいては流通面から林業の振興というものを図つていくというものが、この法案の主たる目的でございます。

以上でございます。

○村沢牧君 林業振興は、資金対策を重点に置いて

た措置であつては発展をしないというふうに思ふんですけれども、そのことにつきましては、これから逐次質問をしてまいります。

そこで、五十三年度の林業白書は、先ほど大臣の説明にもありましたように、近年、林業生産活動は停滞の一途をたどつておつて、このまま続かならば、国土の保全とか水資源の涵養等の機能が著しく低下をし、山村地域社会の衰退が一層進んでくるということを明らかにしておるわけでありまして、林業の危機はいまに始まつたことではな

く、ここ数年言われていたわけでありまして、けれども、一向にこの長い暗いトンネルから抜け切ることができないわけでありまして、このように、林業生産活動が停滞をしている原因は一体何であるというようにお考えになつていらっしゃるのか。

と同時に、わが国の林業を振興していくための基本的な考え方について、見解を明らかにしてもらいたいというふうに思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 林業生産活動の停滞の原因でございますが、これもいろいろあるわけでありまして。戦時中かなりの乱伐をいたしました。それから、戦後、戦後いろいろと造林といふこととにかなり力を入れてきたのですが、戦後の造林地がなお育成過程にあつて全部伐採できるといふような状況まで育つていないといふような資源の状況、これらも林業の振興という点において一息というところにある。

第二番目は、林道等の生産基盤というものが、農業などよりもやや立ちおくれの状況にある。これも率直に認めなければならぬ。

それから、林業生産の担い手というものが老齢化をする、過疎化をする、労働力不足になるというような点で、ここにも一つの問題点がござい

ます。

第四番目は、建築様式の変化等もございまして、木材需要というもののについて鉄筋、プレハブ、そういうものがかなり普及した点が、木材の需要に影響しておつたということも事実でござい

ます。

第五番目は、外材の進出でございます。特に、最近になりまして円高によつて輸入の条件が有利になったということもあって、急激な外材需要が出て、それが値段の点からも量の面からも国産材を圧迫しておるといふこともございます。

第六番目には、林業の経営経費が人件費の増大などもあって非常に増大をしてきた、このことが林業の収益性を上回るというふうなことで、どうも林業は即効性的にもうかる仕事じゃない。一方、物価、賃金の値上がりの方が非常に急激なスピードで伸びておるといふようなことも、林業に対する意欲が薄らいだという大きな原因になっておるといふのではないかと考えておるわけでありまして。

したがしまして、これらの原因というものをしっかりと見詰めて、それに対する適切なできる限りの手を打っていただければ、これはおのずから振興策になるということでございます。

言うまでもなく、木材の供給というものは非常に国民生活上重要でございまして、それと同時に、やはり森林をつくっていくということは国土の保全、水資源の涵養というふうな公益的な機能というもののにとつても、非常にこれは国民経済に重大な影響を持っておるわけでございますから、何とかいたしまして、林業の振興というものを今後われわれはおろそかにすることはできない。このために、基本的には、五十四年度におきましても林業生産活動の活性化と国産材供給の円滑化というものを図るための金融措置といふものを充実をいたし、この法案もその一環として出されておるわけでありまして。また、森林総合整備事業の創設などの林業生産基盤の促進といふことも、大きな柱として取り上げていかなければなりません。また、需給動向的確なる把握、需給動向の情報伝達、それから外材輸入の適正化の行政指導、こういうようなものもやって木材の需給のバランスをとらせ、ひいては価格の安定を図っていくということも振興策として大きな柱としなければなら

りません。

次には、林業構造改善事業の充実と山村生活環境整備もしなければならぬし、また林業の後継者、担い手の対策といふものを強化をしていかなければなりません。これらにつきましては、いろいろな融資の問題を初め、農村、山村におけるいろいろな文化的な施設の供与あるいは税金問題もありまして、労働対策や労働者の厚生関係のことも、こういうものも総合的にあわせて、要するに後継者とか労働者の確保、こういうものをやっばり進めていかなければならない。

なお、森林の資源の基本計画と林産物需給の長期見通しというものにつきましても、かなり違いが出てきておりますから、現実に合わせてこれらの改定を行って、そうして計画的な森林の振興、木材産業の育成というものをやしていきたい。こういうことを柱にして、今後、林業の振興というものに努めてまいりたいと考えておるわけであり

ます。

○村沢牧君 いま大臣から、林業が振興しないという原因について各方面にわたって答弁があったわけでありまして、それらの項目についてはだんだん指摘をし質問してまいりたいというふうに思いますが、その前に私は、林業を取り巻く現状をさらに掘り下げて考え、見通しについてこれからまずお聞きをしていきたいというふうに思ふんであります。

そこで、いま林業の生産活動が振興しない原因の一つとしていたしまして、木材需要の伸び悩みということがあるわけでありまして。

まず、お聞きをいたしますが、木材需要の見通しについてであります。五十二年は、住宅建設や紙パルプの生産が前年とほぼ同じ水準にとどまっていた。したがって、木材の需要は前年と比べて一割減の一億二千九百九十九万立米となったというのを白書は報告しておるわけでありまして。政府は、景気対策をいたしまして、この二、三年、公共事業に重点を置いて、その中でも特に住宅建設を目玉にして予算を拡大してきたわけでありまして、これ

も、結果においては、住宅も期待したほど伸びておりませんし、また、したがって木材の需要もふえておらない。大臣、このことは、公共事業重点のいままでの景気対策の見通しの甘さによるものではないか、あるいは公共事業中心の景気対策では期待したような成果を上げることができなかったのではないかと。国務大臣としての大臣の見解を、ひとつこの際求めたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 公共事業の振興は、公共事業なりに景気に対しては私は大きな力になつてきたと思ひます。公共事業でいろいろな公庫、公団等の住宅の建設、あるいは個人の住宅の建設、また学校等の建設というふうなこともやっておるわけでありまして、それはそれなりに政府が必要の喚起という点で大きな力になっておることと存じますが、先ほども申し上げましたとおり、建築方式というものが昔のようにほとんど大部分が木材でつくられるということではなくて、最近鉄筋とかプレハブとか、そういうものが増えてきた。それから、合板でも石油の壁がでかくなつたり、石油の板がでかくなつたりという問題もあるし、外材の利用が非常に広がったというふうなことののために、公共事業をやつてはおるのだけれども、そのわりに木材需要というものに直接全部が結びつかないという点もございまして。

したがって、私は、公共事業が景気刺激策にマインナスであつたことは絶対にあり得ないし、それなりの効果をもたらしたといふことは言えるのではないだろうか。ただ、いま言ったような条件があるから、昔のうちは建てるのといふものうちは建てるのでは木材を使う数量が違ふという点はあると思ひます。

○村沢牧君 住宅の建設の構造が大分違つてきて、木材の需要が減つてくる傾向にあることは事実であります。そこで、最近、若干建築等がふえる傾向にあるとしても、木材の需要はそれほど期待ができないというふうに思ふんでありますけれども、そこで住宅も含めて、紙・パルプ等、木材

需要の今後の見通しについて、ひとつこの際聞い

ておきたいわけです。

○政府委員(藍原義邦君) 木材需要の見通しでございますが、これにつきましては、先ほど大臣からお話ございましたように、需給の見通しを四十八年に閣議決定をいたしましてつくつたわけでございますけれども、この長期の需給見通しによりまして、五十六年度の総需要量は大体一億三千四百萬立米くらいになるであろうというふうに推計いたしましたし、それから六十六年度には約一億四千七百萬立米メートルになるというふうに見通しておりました。ところが、わが国の経済成長が、たまたまその見通しを策定いたしました年から大きな変化があつたわけでございます。そういう時期になった関係上、非常にこの見通しと現実の現在の状況とは乖離が生じております。

そういう点で、ただいま林野庁といたしまして、林政審議会の中にこの基本計画と需給の見通しを立てるための基本計画部会を設けたいとして、本年中にもこの作業を完了するよう形で現在作業を進めておるわけでございまして、こういう観点から申し上げますと、これから木材需給がどうなつていくかというただいま御指摘ございましたけれども、現在作業中でありまして何ともし上げられませんが、先の見通しを立てるといふ点におきましては非常にむずかしい問題もあるわけでございまして、慎重に検討いたしまして、本年中にもその作業を完了していきたいといふふうに考えておる次第でございまして。

特に、そういう中で、いまも御指摘になりました国産材を中心としたこと、それからこの需要の拡大でございまして、そういう観点から見ますと、木材によりまして住宅の建設ということになります。御存じの日本独特の在来工法の住宅がございまして、そういうものをやはり近代のものに改良して、改良し、そしてそういうものを普及していくということ、そのためのいろいろな部材の改良というふうな問題を含めまして住宅部材流通消費改善対策、こういうものを進めていかな

ければいけないというふうに考えております。

それから、御存じのように、木材技術センターというものを現在建設省と共管でつくっておりますけれども、そういう中で住宅木材、用材等の技術開発、こういうものを進めていくということ、それから間伐がこれから相当出てくるわけでござい

ますが、そういう小径木を利用いたしまして集成加工する、そういう技術に對してのこれからの開発、そういうものに對するいろいろな事業、それから間伐材を利用いたしまして製品あるいは小径木丸太の需要拡大、こういうものためのいろいろなPRということ、こういうものと一貫いたしまして、やはり国産材のいろいろな面での用途の利用開発、こういうものの研究開発、こういうものをこれから進める中におきまして、これからの木材の需要というものをやはり活発化していかなければいけないというふうに考えておる次第でござい

ます。

○村沢牧君 木材の需要の見通しについての細かいことについては、後ほど聞いてまいります。

そこで、五十二年の木材供給は、外材が六六・四割を占めて、国産材は三三・六割で、自給率は過去最低のものとなったわけでありましたが、五十三年度は一体どういう方向になりますか。

と同時に、これもまた将来の見通しになるわけでありまして、林産物の長期見通しによつて、この見通しでは五十六年、六十六年、さらには九十六年というように輸入量の比率をここにあらわしているんですけども、それはどういう傾向になつてくるんですか。

○政府委員(監原義邦君) ただいま御指摘になりました現在私どもが立てております見通しによりますと、五十六年は大体三七・六割、六十六年は四〇・〇割というふうな木材自給率を見通しております。それから、森林資源が大体最良の状況になるというふうに見込まれております九十六年でござい

ますが、この時点では六二・〇割まで自給率が向上するというふうに見込んでおるわけでござい

ます。これに對しては、御指摘の五十三年度の自給率の実績でござい

ますが、大体三二・〇割ぐらいになるであろうというふうに見込まれております。これは、いま申し上げました長期の見通しと比較いたしますと、非常に下回つておることになるわけ

でござい

○村沢牧君 林野庁長官、私はこの表による五十六年度に自給率が三七・〇割になるとか、六十六年に四〇・〇割になるとか、この表は皆さんがあらわしているから、そのことを聞いたわけじゃないです。いまお話がありましたように、五十三年度は三二・〇割の自給率になる、五十二年度よりさらに落ち込むわけですね。こういう傾向から推測をして、五十六年には一体どういうふうになるだろうとか、六十六年には一体どういうふうになるだろうとか、この見通しとおりでいいのかどうか、その辺についてさらに聞きたいんです。

○政府委員(監原義邦君) これから先の五十六年あるいは六十六年の問題でござい

ますが、先ほど御説明申し上げましたように、ただいま林政審議会の中に部会をつくつていただきました。その部会で鋭意検討を進めておるわけでござい

まして、いまの時点でのくらしいになるかということは、非常に申し上げておるわけじゃないけれども、推計はできないわけ

でございます。

ただ、私も現在の日本の森林の状況を見ますと、日本の森林そのものの供給能力と申しますか、そういうものは、将来にわたつてこの造林地が適確に生育すれば、自給率は向上する方向にあるというふうには言えると思

います。ただ、これは、現在の木材の国際状況等を見ますと、外材の状況、世界の木材資源の状況、そのうちの日本の林業に關係いたします労働力の問題、あるいは基礎でござい

ます。林道のこれからの開設状況、そういういろいろなものを総合判断した上で、自給率がどのくらいになるであろうかという

ことを推計するのが当然であろうというふう

に考えております。したがって現時点でそういうものの個々のデータはそれぞれござい

ますが、総合してどうなつていくかということについては、これからの検討の中

にまつというふうなことを考えております。

○村沢牧君 どうもはつきりしませんが、また後ほど関連して質問しますから少し進みますけれども、国内の林業が衰退しておるという

ことは、否めない事実だというふう

に思ふんですが、外材の輸入が増加をすることが国内林業の生産活動を停滞させておること

は、否めない事実だというふう

に思ふんですが、外材の輸入が増加をすることが国内林業の生産活動を停滞させておること

は、否めない事実だというふう

に思ふんですが、外材の輸入が増加をすることが国内林業の生産活動を停滞させておること

均一な規格のものが大量に入るといふような取引上のいろいろな有利な条件、いろいろそういう問題がございまして、外材がよい入ってまいったために国産材が圧迫されるという状況が最近出てきたわけでございます。

そういう観点から、林野庁といたしましても、従前からいろいろ協議会の場を通じて関係業界を指導してきたわけでございますけれども、特に昨年の十月以降、四半期単位の輸入先別の見通しをつくりまして、これを公表するということをいたしております。これはアメリカ方面の北米材、それから南洋の材あるいはソ連から参ります北洋材、こういうものに分類いたしましたので、四半期別の六カ月先の見通しをつくりまして、それを公表するという形を現在とっております。これを十月から進めまして、この需給見通しを作成するに当たりましたは、関係業界の方々、関係官庁の方々、それから学識経験者等々入っていただいで、意見を交換の上でこれをつくっていくという形の中で輸入の安定を図るという方向をとっておりますわけでございます。さらに五十四年度におきましては、こういうものとあわせて、やはりそのためには非常な的確な情報をとることが必要であるというふうに考えております。そういう意味から、木材備蓄機構が現在やっております情報活動をさらに抜本的に拡充する、強化するということを現在考えておるところでございます。

○村沢牧君 外材の輸入について、今日まで需給協議会をつくって四半期ごとの見通しをつけて公表するといういまの答弁であつたわけでありまして、けれども、なるほど需給協議会をつくって調整はしておりますが、節度のある輸入をするためには、政府のかなり強い行政指導が私は必要とされるというふうに思ふております。最近の外材の状況を見ると、特に米材の期末在庫について、これは農林水産省の資料でありますけれども、この一月から三月までは期末在庫が二・六カ月、四月から六月までは見通しが二・九カ月、七月から九月までは二・六カ月ということになっている

わけですね。それから、製品も一・九カ月から二カ月ということになっているわけですね。これは過去に比べて大変ふえているわけですね。反面、北洋材、南洋材等は最近品不足のような形になってきておるわけですね。このような見通しと実績、これはいまお話がありました四半期別に立てた見通しとどういふ状況になっておるんですか。見通しどおりになっているんですか。

それと同時に、いわゆる適正な在庫というのはどのくらいあればいいというふうにお考えになっておりますか。

○説明員(佐竹五六郎) 私どもがこの三月に立てました需給見通しの在庫見通しは、御指摘のとおりでございます。前期に比べまして、若干在庫量が多くなっている傾向はございます。これは、昨年末の米材価格の高騰等が反映してきたものというふうに見定されるわけでございます。したがって、私も中央協議会の場その他の場を通して、この輸入量につきましては、国内需要と見合ったような形で輸入するような行政指導を行っているところでございます。

○村沢牧君 あなたたちが四半期ごとに見通しを立てて公表するというお話があつたんですけれども、それと比べて実績はどうなっているんだと、これでいいのか、こういう在庫が必要なのか、その辺について私は聞いています。

○説明員(佐竹五六郎) 適正な在庫につきましては、大体一・五カ月から二カ月程度が適正であるというふうに見定しております。五十四年の四・六あるいは七・九の数字は若干多いわけでございます。それから、南方材につきましては大体四百万立米程度の港頭在庫があることが適正であるかと、かように判断しているわけでございます。

○村沢牧君 適正な在庫が一・五カ月から二カ月程度がいいというところは、あなたたちが立てた協議会のいわゆる目標と現実とは狂っているということなんですね。それに対して、狂わないような行政指導というものはできないんですか。ただ協議会だけつくって目標だけ立てたつて、そのところでは指導できなければ何にもならないわけですね。その辺、農林水産省というのは、林野庁は一体どういふ指導をする力を持っているんですか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま林政部長から御説明申し上げましたとおり、確かに在庫につきましては少々多過ぎるという数字が出ております。私も農林水産省その他から、これから三カ月先の業界の輸入の状況その他を聞きまして、チェックしてその数字を出していただくわけでございます。私が、私もそういうものが適正な数字に対して過剰になり、あるいは過小になるという状況の場合には、こういうものについて適正な強力な行政指導をいたしまして、できるだけこういうものが適正な数字になるような指導をしていくつもりでございます。

また今回も、これもいま御説明いたしましたのは四月から六月の数字でございますけれども、そういうふうな数字が出たわけでございます。したがって、今後これらのものを見ながら、私も適正な見通しをこの協議会の中で全般的な調整をするような指導をいたします。また、最悪の場合には、個々の業界からそれぞれの輸入状況等も調べておりますので、そういう業界に対しての指導を私どもも強力な指導をしていく姿勢をとつて、この調整を十分進めていく、適正なものにしていくということが大きなねらいでございます。これは昨年の十月から始めまして、十月からというところになりますと、四月・六月というのは第三回目という形になりますので、必ずしもいまのところ先生御指摘のような完全なものにはまだなっておりませんけれども、これを中心にいたしまして、これからの輸入についての需給のアンバラあるいは安定的な輸入というもののに対する指導を強めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 林野庁長官、せっかく需給協議会をつくつたんですから、この協議会を指導していくつもりであるというふうなことで、そういう姿勢を持つていくということではなくて、あなたたちがやっぱりもっと強力な指導というのか、あるいは措置というのか、そのことがとれないんですか。

○政府委員(藍原義邦君) いまも御説明申し上げましたけれども、これは十月から始めました関係上、たとえばいま御説明申し上げました四月・六月、この辺はそれぞれの輸入業界の方におきましては、すでに契約を大体してしまつて数字が出てきておるわけでございます。今後こういうものをといていたしまして、これから先のあり方については十分チェックをしながら、契約をします場合、先の契約については多過ぎるではないかというチェックをしながら、私も適正な在庫になるように、適正な輸入になるような指導をし、そして需給の見通しを立てていきたいというふうに考えております。この四月・六月につきましては、ちょうど始めました後の六カ月目ぐらいでございますので、すでにそれぞれの業界におきましては契約の済んでしまつた数字が出たというところからいいますと、十分留意しながら需給の調整を図っていくというふうに考えております。

○村沢牧君 その調整がどのようであるのか、あるいはまた、どういふ形に今後の外材の輸入がなるのかということについては私も疑問に思ふわけですが、昨年来からことしにかけての東京ラウンド、これの仮調印あるいは関税の引き下げ、さらには最近の大平総理の訪米に伴つて、また東京サミットを

前にして関税引き下げの前倒し、こうしたことが木材の輸入に対して影響はないのかどうか、どういふふうになるというふうに判断しますか。

○政府委員(監原義邦君) 東京ラウンドの問題につきましては、MTN交渉におきまして、先生方十分御承知のとおり、米國あるいはカナダ、ニュージーランド等々から、あるいは東南アジア等から大幅な関税引き下げの問題がございまして、農林水産物の中で木材につきましてはすでに大半の物が関税ゼロになっております。ごくわずかに製材品の松類の一部につきましては関税がかかっておるわけでございまして、それに対しては関税を下げるという声があつたわけでございまして、私もその点につきまして、日本全体の木材のわずか、さきやかなものではございまして、けれども、深刻な影響を受けることのないような対応をしようということで努力したわけでございします。

そういう中で、したがって製材品につきましては、実施時期をずっと繰り下げるといふような形で関税の引き下げを考えておられますし、木材につきましては一応一九八二年から実施するといふ形で、すぐには実施しないという形を……失礼いたしました。一九八四年でございします。八年間のうちの半分でございます。半分先から実施するといふ形をとっておりまして、その間にさらにいろいろな施策によりまして国内の林産業あるいは林業の振興を図っていくという、体質の強化といふものを図ってまいりたいということを考えておる次第でございます。

○村沢牧君 最近の経済情勢、先ほど申しましたように、東京ラウンドにしても、あるいはサミットにいたしましても、こういう外交、経済の関係の中で、木材等についてはこれ以上輸入がふえてくるような心配はないということなんでしょうか。

○政府委員(監原義邦君) ただいま申し上げましたように、関税を下げるという裏には、やはり木材をもっと輸入しろと、日本に輸出したいという要望が非常に強いということは事実でござい

ます。したがって、私もそういったしなくても、ただいま御審議願っております法案も、そういう意味で外材に対応する国産材の体質の強化ということをねらつたわけでございまして、そういう観点から、世界の趨勢といたしまして貿易そのものが自由化されるという趨勢もございします。そういう中で、やはり日本の林業なり林産業が体質を強化してそういうものの競争力をつけるというところが、これからの林業なり林産業を進める上での中心であろうというふうに私は考えておりますし、今後ともそういう考え方で対応してまいりたいと思つております。

○村沢牧君 外材に依存をしておるわが国の木材供給であります。しかし、世界的に見れば、森林資源は開発可能な地域からだんだん食いつぶして、日本に輸出をしている地域においても、将来木材不足の時代が来るのではないかということも一部言われておるわけですね。したがって、将来のことを思えば、外材輸入によつてわが国の木材供給を埋め合わせるという、こういう安易な考え方はとるべきでないというふうに思ふわけですね。したがって、国産材を振興していくという皆さんの趣旨であるわけでありまして、

(理事大島友治君退席、委員長着席)

一体、世界の木材不足がわが国にどういふ影響を及ぼしてくるのか。特に最近、ここの林業白書はこのことを非常に強調しているわけですね。

そのことと、またわが国では二十年後には戦後造林をした造林木が伐期に達してくる。そうなれば、木材の供給あるいは林業経営は現状より安定をするのではないかと、これも言われているわけでありまして、その見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(監原義邦君) 御指摘になりましたように、ここの白書におきましてもその辺に触れたわけでございしますが、世界の現在の木材の資源賦存状況を見ますと、まず東南アジアでございしますが、東南アジアにつきましては、日本が冒頭東南アジアから輸入しておりましたフィリピンにつ

きましてはすでに材がなくなる、そしてインドネシアあるいはマレーシア等々から輸入しておる状況でございまして、東南アジアの材につきましても、そう多くは期待できない。また一方、東南アジアについては、丸太輸出ということから製品輸出といふふうな国全体の施策もございします。そういう観点から見ますと、いままでのような木材輸入、丸太の輸入ということとは、そう将来長く続くものではなからうというふうに判断されますし、それからアメリカの材でございしますが、木材につきましても、すでに大径木材についてはあと二十年ぐらいはかならず、それから先は二次林の小径木になるのではなからうかという推計がされております。さらにソ連材でございしますが、これについてもだんだん奥地化されるということも搬出が非常にむづかしい。樹種的に見ましても、カラマツ等が中心になってくるのではなからうかという推計がされております。

こういう観点から見ますと、大体二十世紀の終わりになると、世界的にも木材の需要量といふのはふえる。それに引きかえまして、供給量が十分でないという意見が最近大宗を占めておるわけでございまして、わが国におきましても現在大量の輸入はいたしておりますけれども、将来ともこういう形で木材輸入を中心にした木材供給を考へるべきではないか、これは、先生の御指摘のとおりだろうと思ひます。

そういう観点から、私も、現在、国内の林業を推進して国内の木材生産がさらに増大される方途をとつておるわけでございしますが、逆に、現在外材が多いために国産材関連の産業が衰微いたしております。この衰微がそのまま続きますと、二十年先には国産材——山には木があつても、これを製材して用材としてやる人がいなくなつたらまた大問題でございします。やはりそういう意味から、現在まだ幼齢林が多うございしますから、国内の需要を十分満たすだけの生産は国内からできませんけれども、この間にやはり国産材を中心にした林産業あるいは林業を推進しておくこ

とによりまして、将来期待できるであろう国内の森林からの木材生産に対応できるものを、私も、としても考えておかなければいけないというふうに考えております。

そういう観点から見ますと、日本の森林の現在の造林地を育てていけば、二十年先には相当量国内で賄ひ得る可能性はできるわけでございします。

(委員長退席、理事山内一郎君着席)

全部が国内というわけにはいかないと思ひますけれども、相当な量を賄ひ得る能力は山には蓄積されたいふふうに考えております。

○村沢牧君 私は、いままで木材の需要と供給、外材との関係あるいは国内森林資源の整備などについて現状と見通しを聞いてきたわけですが、いづれも林業を取り巻く情勢は大変厳しいものがあるわけであります。政府は、先ほど来お話がありまして、昭和四十八年二月「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」を発表いたしました。これを指針として今日まで森林計画等を立ててきたわけなんです。ところが、お聞きをしてまいりますと、この基本計画並びに見通しも、基本的な部分で計画と実績あるいはその見通しが大変違つてきておるというふうに思ふわけですね。この実態は一体どうなんでしょうか。

そこで、具体的には、この基本計画の中で森林資源整備の目標数字を掲げてあります。さらには木材生産の見通し、目標ですね、これも数字的にあらわしております。先ほど話の出ました林産物需要供給の推移表ですね、これを数字をもつて示しておるのですけれども、これと照らし合わせてみて、どのように違ひが生じ将来違つてくるであろうというふうに判断をされますか。ここの林業白書も、現在のこういう計画を再検討して、基本的な考え方と長期展望を明らかにして、林業関係者の指針として機能させることが必要だということ、皆さん自身が指摘をしておるわけですね。

ない森林計画等は無縁のものではないというふう
に思うんですが、この関係はどういうふうに理解
していますか。

○政府委員(藍原義邦君) 確かに先生御指摘のように、総合的に見ますと無縁のものではないというふうにわれわれ考えます。ただ、そのそれぞれ個々人の性格といえますか、そういうものを考えてまいりますと、いま御指摘になりました森林資源の基本計画によります計画というのは、これは森林法に基づきます先ほども御指摘になりました全森林計画の上位計画という形で位置づけられるわけでございまして、森林の保護培養と森林生産力の増進を図るためのいわば全国的な視点に立つての森林整備の達成目標、こういうものを定めたた

もの、具体的に見通したものでございますが、今回の法律に書いてございます基本方針、これは個別経営的な視点に立ちまして、それぞれの林業あるいは林産業、こういう産業の経営改善あるいは合理化、こういうものに関する基本的な方針を示すものでございます。

したがって、視点が、その辺に立つてみれば異にするものであるというふうにわれわれ考えておりますが、最終的にこれも両々相まちましてこれからの林業なり林産業というものが健全な発展を遂げないといけないという、そういう総合的なマクロから見れば、先生御指摘のような関連性は十分持ち得るものであるというふうに考えております。

す。

○村沢牧君　個々の問題についての基本方針という説明もあつたわけなんですけれども、しかし、これを見れば林業経営の改善、それから國産木材の合理化を図るという基本方針ですから、これは森林資源の基本計画とも、あるいは森林法による森林計画というものともきわめて密接な関連を持つてくると思うんですね。その密接な関連を持つておるこれらの計画が、見直し等も今年いっぱい何とか改定をしたいというふうなお話、それに関連をして森林計画も改定をしなければならぬい。ところが、この法律は、公布の日からこれを

施行するなんて書いてありますけれども、一体これはどういうことになってくるんですか。そんな計画は抜きにしても、この基本方針をつくらなければならないです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いま林野庁長官からお話がありましたように、そのものもろの国全体の長期見通しや森林計画というものはもうマクロな大きなものですね。で、この法律に書いてあるのは、これはその個々の経営体というような視点に立って、その地域なりその自分の経営について基本方針、それからその林業の経営改善計画、そういうようなことを言っているんで、これはもう身の回りのものいろいろな計画を言っておるわけでありまして、で、長期見通しは、国全体のこれは見通しでございます。

ただ、これは衆議院でも言われたのですが、ここで基本計画だ、森林改善計画だ、その次に合理化計画だ、三つも四つも計画ばかりつくられちゃって、一般に金を借りる人は、むずかしくなっちゃって何が何だかわからなくなっちゃうじゃないかという質問がありました。確かに額面どおり読めば、それはそういうような御疑問が出るのは当然なんです。当然なんです、やはり四十五年という非常に長期低利の金を貸すというものでありますから、もうやたらに申し込まれましても、これもなかなか需要に追いつけるものでもないし、かなりそこで縛りをかけたといえは語弊がありますが、縛りをかけたわけですね。そこで、それほどむずかしいことが書いてあるわけじゃないのです、これは文章にするともむずかしいけれどね。そこで、その選別をして、ともかく一番いいような計画を持った個々の経営体に金を貸しましょうということ、これがつくられておるものであります。

○村沢牧君 その法律の内容については後ほどまた質問してまいります、そこで、この林業生産活動が停滞しているのは、林業者の経営意欲が非常に低まったということが指摘をされておるわけですね。この林業活動を活発にしていくなために

は、林業者みずからが努力をしていかなければならないことは当然でありますけれども、同時に、この林業に対して明るい展望を持たなければならぬというふうに思うんであります。そこで、現在の経営意欲が低まったという、この林業者の経営マインドですね、これについては林野庁はどのように把握をしており、それから明るい展望をどのようにして持たせようとしておるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生御指摘の経営マインドということになると非常にむずかしい点もあるかと思えますけれども、私も確かにそういう点で林業者の経営意欲といえますか、林業に対する考え方といえますか、そういうものは、先生御指摘になったと同じようなところをいたしております。というのは、やはり外材に圧迫された木材価格の低迷なり、あるいは木材の需要の減退等々、さらには経営収支の問題等々から、どうしても意欲が減退していきつつある傾向に、林業者全体がそういう方向にあるのではないかと、うにわれわれとらえております。したがって、そういう観点に立ちますと、先ほど来御質問ございました基本計画的なそういう長期の展望、こういうものをやっぱりはっきりさせまして、林業というものは将来こういう方向になるということをはっきりさせることが、まず何よりも必要ではなからうかという気もいたします。

それから同時に、これだけではやはり問題ございますから、こういう減退しております林業をいろいろな意味から歯どめにするいろいろな施策、そういうものを充実すること、さらにはこれが木材として利用される場合に、国産材の供給体制というものの整備、大きく分けますと、こういうようなものを中心にいたしましたもろもろのものをあわせて行うことによりまして、林業者が今後の明るい展望を持たせるということを私どもとしても努めてまいらなければいけないというふうに考えております。

○村沢牧君 どうも私の質問も抽象的かもしれないが、答弁も抽象的であって、何か非常に期待をす

るような答弁でないわけけれども、経営マインドを高めるには全体の林業を高めていかなければできませんから、以下、国産材を考へる場合に、どういう林業をつくっていったらいいのか、そういうことについて質問の方向を変えてまいります。

大臣からも、いい山をつくるんだというお話があったわけでありまして、国産材を振興させるために、先ほど来指摘をしておりますように、外材との関連を抜きにしては私は考えることはできないというふうに思うんであります。この外材と国産材は、生産量において、価格において、さらに流通面においてかなりの大きな違いがあるわけですね。こうした中で、外材に対抗し得る国産林業を発展をさせていくためには、品質を重視をして林木を育成していくのか、あるいは量産をしていくのか。つまり銘木級の優良材を生産をしていくような方向に指導していくのか、銘木ではなくて建築材、一般材の生産を高めていこうとするのか、という指導方針をこれから高めていくこととするんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 非常にこれもむずかしい問題かと思えます。

ただ、日本の木材需要の現状を見てみますと、これは外材を含めてでございますが、やはり建築材が中心に一応使われておる、建築の中でも柱中心に使われるわけでございますが、そういう観点から見ますと、やはり日本全体の現在植えております杉、ヒノキ等を中心にした国産材については、一般材としてのこれからの需要に対応した木材生産をねらいにした林業を推進するのが中心ではなからうかと思えます。

ただそこで、たとえヒノキだとか杉だとかの中にもなかなか優良なものもございますし、それから産地によりましては、それぞれ産地の特性もございまして、したがって、中には、そういう優良材、径級は大きくなくても非常に高品質な杉、ヒノキ、節のないものをつくらせるということも地域によっては必要かと思えます。また、地域によ

りましては、日本にしかない特殊な広葉樹をさらに大径的な大きなものにいたしました優良材にするとか、さらにはまた針葉樹——杉、ヒノキ等につきましても、大径材にいたしました優良材にするというものも地域的には必要かと思えますが、総じて全般的に見ますれば、やはり一般材を中心にした施策というものを中心にして今後の林業を推進するのが妥当ではなからうかというふうに考えております。

○村沢牧君 次は、わが国の林業は、地域の差だとか、あるいは林地の所有規模の差が非常に大きいわけですね。したがって、一戸当たりの林業所得を見れば、五十二年度で全国平均が三十二万五千円でありまして、最高が南関東だと、北海道、南近畿等の六十五万一千円、最低が北海道の二十万一千円というようになっているわけですね。地域によって大きな差があるわけですね。こういう地域差の多いのが国産材で、この地域林業の振興をどういうふうに考究し指導していくのか。

と同時に、わが国の林業の生産をしている二百五十万林家なんて言っていますけれども、この中にはきわめて零細規模の林業者もおりますし、それからある程度中堅、中核林家もある。そのほかには、社有林も公有林も国有林もあるわけですが、こういう階層にわが国林業生産を担ってもらっているという期待を持っておりますか。その二点について伺いたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 確かにわが国の林業は、いろいろな地域差もあるし、千ヘクタールとか千五百ヘクタールとかというような大きな林業経営をやっている人もございまして、しかし、全体から見ると、五ヘクタール未満の経営体というのが全体の八八%、約九割近いものは五ヘクタール未満の小規模経営のものが多くいまして、ございまして、やはりこの小規模経営の人を中心に考えていかなきゃならぬじゃないのかというふうに考えております。したがって、こういうような状態からは、やはりそれぞれの地域での特性を生かしながら、林業者の自主的な経営意欲というものを

助長するような施策というものを頭の中に入れて考えていかなきゃならない。

したがって、たとえば零細の林家については、生産活動をやるにしても、いろんな林道をつくるにしても、機械を持つにしても、なかなか個人個人がみんな自分で持っていてなんていることは経費倒れしてしまいますから、これらについてはできるだけ生産活動の共同化を図っていくこと。そのための組織もつくらなければならぬ。それから、三ヘクタールや四ヘクタールの林家では、毎年木を切ってそれだけで豊かな暮らしなんていうことは、言うべくしてできるわけでもないわけですから、当然農業なり他の仕事と複合経営的なことをやっていただいて、それによって生活の安定を図っていくというようにも考えていかなければなりません。

それから、中規模や大規模の林業経営については、それは林業専門というようにすることで、毎年十ヘクタールぐらいずつ伐採するとか、そういう人もあるわけですから、こういう方については、やっぱり自分だけで、ある程度林家オンリーで生活ができるのであって、しかし、だからといって、むだが多くては困るわけでございますので、やはり生産とか販売というものについて、どうやったら合理的な方法で、むだが少なくして純利益が上がるようにするかという点でのいろんな技術の指導や資金の助成や、あるいはいろいろなことについて、政府はそれに対する措置を講じていく必要があると、かように考えておるわけでございます。

○村沢牧君 どういう林業をやっていくにいたしましても、木材価格が伴わなければ林業生産は発展をしないわけですし、この木材の価格は、不況の中にあっても相当の幅の上下の変動を示しておるわけでありまして、とりわけ外材価格の変動が大きく国産材価格にも影響をいたしまして、森林所有者を不安定な状況に追い込んできているわけですね。ちなみに、丸太の価格に占める立木価格の比重は、昭和四十五年は大体七〇%くらいで

あった。ところが、五十二年には六二%というように低下をして、森林所有者にとつては不利な価格構造になってくる傾向になっておりますね。これも、外材が多くなるに従ってこういう形になってきている。最近はまだ円安と産地高によって外材価格が上昇するような気配でありますけれども、これはどういふふうな判断をいたしますか。外材によって国内の需給関係はもろろん、価格が常に大きく左右されるということであつては、国内林業はいつも不安定な状態に置かれるわけでありまして、これに対して政府も価格問題について手をこまねいておられることは許されぬというふうに思ふんです。まあ農産物にはこれまたそれぞれ特殊な事情がありますけれども、価格安定のためにいろいろな方法がとられておりますけれども、木材にはそんなことはないという、したがっていま申しましたように、外材価格の動向と、これがわが国林業に及ぼす影響、それから価格を安定をさしていくというようにすることについて、抜本的に基本的な皆さん方が考えておりますかどうか、その辺どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 林業というのは三、五年の話じゃありませんから、三十年とか五十年とかという非常に先を考えたければ、木を植える人がないと。そこでやっぱり一番大事なことは、これは社会的安定ですよ、何が何と云つたって。木を植えて、三十年先に取られちゃうのじゃないかというようにすることは、植える人はだれもありませんからね。第一番目は、やはり社会的に安定しているのだということがまず必要です。

第二番目の問題は、外材の問題もございまして、これも日本はこれから非常に海外援助その他世界じゅうが南北問題と云つて、低開発地域になっていくわけですね、これは世界的な風潮になっていくわけですね。一方、何と云つても伐採というものは、もう切れるところは切れたばた切っちゃつていますから、フィリピンでは切るところはない、したがってインドネシアとかというふうに変つておるし、マレーシアでも奥地

に入つておるといふことで、ソビエトでもシベリア材もかなり奥地でなければもう切れない、コストは高くなる。それから南方等の地域住民も、いままでは露天で暮らしておつたようなところも、だんだん生活程度が高くなるように世界じゅうで援助をするわけですから、やはりまたもな家にも入るようになるということになれば、国内需要もふえるというようにことなれば、二十年、三十年という長期から見ると、外材がいままでのように安易に安く手に入るという時代ではなくなるだろうと、こう思つております。したがつて、こういうことも林家の人には知つてもらわなきゃならない。

その次はインフレ問題ですね。やっぱり貯金という問題もございまして、とにかく木を植えておけば、貯金の歩合では物価が余り上がつちやつたときには非常に値打ちがなくなるよ、しかし木を植えておいたらインフレに強いよとかいふことは、やっぱり経営者のマインドとして、造林家としては貯金以上に少なくとも木を植えることがプラスになるのだという気持ちになつていただかないといふと、三十年も四十年も先のことを見越して木を植えるという気持ちにはなかなかない。

したがって、そういう点から、私は木を植えてもらうには三十年、四十年という先のことをまず考えてやつてもらわなきゃならぬし、もう一つは、当面の問題として、そんなこと云つたつて実際に問題として値段が、もうおじいちゃん時代の植えた木が思つたように売れないというようにことなつて、ともかく採算が合わないというようにことなれば、これはあなたのおっしゃるやうに、なかなか植えろと言つたつて植えないわけですからね。

ですから、この価格問題ということも非常に大事な問題で、われわれといたしましては、できる限りこの輸入を秩序あるやうな輸入にしなければならぬ。いづれにしまつて、ある程度は輸入せざるを得ない。しかしながら、各商社がまちまち

で、自分だけもうけてやろうと思つて勝手にどかつと輸入してみても、後で気がついたら、ともかくこんなに入れるのじゃなかったなと言つたつて、これはお互い損するわけですからね。そこで、そういうものは情報というものをお互いに交換し合つて、結局、そんなに一人だけでもうける気になつても、みんなそんな気持ちになつておらばうに損するよというやうなこともあれば、やはり商社の方ももうからない商売はやらないわけですからね。

ですから、やはりみんなが損することは困るわけですから、そこらところは政府がインシアチブをとつて、価格がそう暴騰しても困るし、暴落しても困るというやうなことで、行政指導でできるだけ細かい価格の安定策というものを図つていくようにしたい。統制価格を決めたり均一な価格を決めるということは、言うべくしてなかなかそれは困難な問題なので、そういうやうな世界の木材の状況、国内の需要の状況等をながめながら、その都度その都度適切な措置をとっていく以外にはないのではないだろうかという気がするわけでありまして。

○村沢牧君 結局、抜本的な対策を要求しても、自由経済のもとでは木材価格の安定をさせることは無理だということなんですかね。

そのことについてまた改めて質問するとともに、大臣のいまの答弁の中で、社会的な安定を図らなければならぬ、木を植えても三十年先には取られてしまふやうなことがあつてはなんと云々という答弁があつたんですけれども、それはどういふ趣旨なんですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 一時ございましてやうに、たとえば山林解放だというやうなことを本当に地主が思ひ込んだら、それは木を植えるどころか、あつて木を切つて売つてしまふというやうなことだつてあり得るわけですよ。したがつて、国家権力による山林の解放なんということはありませんよ、それはもうあなたが苦勞して植えられた木は、子孫の繁栄のために非常に役立ちま

すという気持ちになつてもらわぬと、現実の問題としては資本主義社会でございますから、木をせつせと植えて子孫の繁栄を図ろうという気持ちには、幾ら精神訓話をしてみてもどこでなかなかなれないのじゃないかと、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○村沢牧君 山林解放という言葉が出たんですが、それが言つたか知りませんが、恐らく政府・自民党も言っていないように思いますし、われわれ社会党も言っているわけじゃありませんから。さもそんなことがあるような印象を与えらるること、また不安に陥れるというように思いますから、ひとつその辺も御注意を申し上げておきたいというふうに思ふんです。

それから、価格も安定させなきゃいけない。お聞きしても抜本的な対策がなくて残念ですが、これをここで議論をいたしましたも進まないというふうに思ひますから先に進みます。

次に、流通の問題ですが、この流通や販売の違いによってまた価格の差が大きくなつてきたと思ひます。これを流通をよくしていくためには、改善をしていくためには、たとえば素材の生産から販売に至るまでの一貫した方法がとれないかどうか。現在は国有林、民有林、それぞればらばらな販売方法もとっているわけでありまうけれども、

国有、民有を含めて流通形態の整備、つまり市場形成、言うならば市売りだとか、あるいは木材セクター、こういうものを地域でつくつて組織化をして、そうして木材を安定的に供給をさしていく、こういうことをひとつやるべきではないかというふうに思ふのですが、それについてのお考えはどうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 確かに、国産材が外材に対して非常に競争条件で欠けておる点については、流通の問題があるかと思ひます。たとえば外材でございますと、非常に大量に船でつと入つてきて同一規格なものが大量にある。したがって、どこへ行っても同じようなものが買えるという状況がある。片一方、国産材について見ます

と、非常に小さな流域の中に少量しかないという形で、そういう流通面から言いますと、いま御指摘のように、外材に対して国産材が非常に欠ける面があるようにわれわれも思つております。

そういう観点から、いま先生も御指摘になりましたけれども、今後やはり国有林の販売と民有林の販売とを一緒にするというようなこと、これはまず現在国有林の販売施策の中でも、市場に出しまして競りと一緒に売つてもらふということ、市場に委託販売用材を出しております。そういう関係で、できるだけロットを大きくして、それぞれの地域で需要者の方々に買つていただくこと、これも当然必要かと思ひます。そういう国有林材それから民有林材が一体になった販売、これからその辺については、国有林といたしましても積極的に対応していきたいというふうに考えております。

それから、素材の生産と流通の合理化を目的にいたしました素材生産業者の組織化のための指導事業、こういうものも現在進めております。それから、流通の共同化を促進するための共同取引推進事業、こういうことも現在しておりますし、それから最適な作業体系を確立するための作業体系の整備モデル事業、こういうこともしております。

こういうことで、素材生産から流通に至ります近代化に対して、現在必ずしも十分とは言えませんが、今後力を入れていくという方向をとつておるわけでございます。

そのほか、御存じの構造改善事業、この中にさきまして、木材集荷施設の設置というように形で共販場をつくるということ、こういうことによりまして流通機構の整備を図つております。

さらに、間伐材等につきましては、国有林におきまして予約販売的な形で五カ年間程度の予約販売、こういうようなことを考えておりまして、こういうの安定ということを考えておりまして、こういう関係から、いま先生御指摘になりました流通の問

題等を含めました生産から流通へ至るいろいろな問題についての近代化と申しますか、合理化と申しますか、そういうものについても私もさらさら力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 国産材の振興をしていくためには、いままで私が指摘をしてまいりましたような問題とともに、いろいろな条件整備をしていかなければならないわけですね。たとえば林道の整備であるとか、あるいは間伐の促進であるとか、それから担い手等、いろいろあるわけでありまう。

そこで私は、この中で林業労働者に関係をして、若干これから質問してまいりたいというふうに思ひます。

林業の労働力は、五十二年までは大体二十二、三万人で横ばいであつたわけでありまうけれども、五十三年には二十万人になつて減少傾向をたどつてきておるわけですね。また、四十歳以上の者が占める比率が七十七で四十六年に比べると一五%も増加をしていて、つまり高齢化になつてきておるわけですね。このことは、林業が重労働であるわりあいに低賃金である、職業病や労災事故が多くて身分が不安定である、こういう原因によるものであるわけでありまうけれども、しかし、これからの林業経営を見ていくためには、きわめて重要な問題であるというふうに思ふんであります。

そこで政府は、この林業労働者の雇用を安定をさしていく、他産業並みの労働条件を確保していくためにどういう措置をとつておりますか。さらにまた、これを拡充しようとしておるんですか。

その辺からまずお聞きしましう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 何といつても、林業を維持していくためには、森林で働く労働者がいなければなりません。ところが、やはり非常に森林の労働者の組織化なんというものができてない。なかなか少ないし、おりませんからね。したがって、社会保障というように面欠けるところが多い。退職金制度等もまだ行き渡つてないといううでは、使う方も安く使えるようだけれども、実

際にはもう人がいなくなつちやうわけですから使えない。

したがって私は、林業労働者の確保のためには就労条件というものを改善をしたり、退職金制度を普及をさしたり、いろいろな労働者がいづくようなことを一緒に考えてやらなきゃならぬ。本当にそれはどっちもいなきゃならぬわけですね。したがって私は、今後そういう問題については、特に林野庁としても、いろんな組織等を通じて林業労働者の福利厚生という点に意を用いていく必要があると、かように思つております。

○村沢牧君 意を用いていく必要があるからお聞きをされているんですがね。それは当然のことですけれども、具体的にどういうことをしているんですか。また、しようとしているんですか。林野庁長官。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま大臣からも御説明があつたわけでございますけれども、私どもといたしましては林業労働力の確保のために、いま他の労働力に比べて非常に劣つておるところは、確かに社会保障制度の適用というのがある意味では劣つておるというふうに考えております。そういう観点から、たとえば退職金制度の推進、中退共でございますけれども、こういうものに乗り移るための施策というものを現在進めております。

そういうこと、さらには構造改善対策事業の中で、労働力の確保あるいは安全対策というものをそれぞれ進めております。さらには、作業現場の環境条件をよくするという意味からも、林道の推進等々、こういうものも、やはりそういう意味から労働条件をよくすることでございまして、当然私どももいたしましてこういうものの推進を進めておるわけでございますが、特に五十四年度につきましては見ますと、森林総合整備事業の創設、これは市町村長を中心にしたしまして、その地域の造林についての一貫した計画をつくつていただくしまして、それに基づいて助成も高目にいた

しまして、造林地、植えてから二十五年目までの間の助成をいろいろするという形で造林の推進を図るといふようなこと、こういうことも労働条件の向上には非常に役に立つというように考えておりますし、さらに地域振興緊急特別対策事業、こういうものも進めております。

それから、第三次林構といいますが、そういうものにかかわるものといまして、新林業構造改善促進対策事業、こういうもので生活環境を中心にしたいろいろな構造改善を進める、こういうことによりまして、地域の生活環境の改善あるいは作業環境の改善、そしてまた、労働条件の改善ということに今後とも努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 いま答弁のあった退職金積み立て事業、これは五十三年度から発足を、三年間の準備期間を置いて中小企業退職金共済法に該当させていくという趣旨でやっているわけでありまして、これは三年間で中退共に加算するという状況になりますか。お約束できますか。

○説明員(佐竹五十六君) 中退共の適用の要件である加入率を確保するように、私も漸次努力しておるところでございます。五十三年度の実績につきましても大体二万五千名ぐらいの加盟を予定したわけでございます。初年度のこともございまして、若干それを下回ったわけではございしますが、まあ、何とか確保できるという見通しも得ておりますし、また、私もそのようになお努力してまいりたいと思っております。

○村沢牧君 努力をしていくことは当然のことですけれども、当初の発足したときの趣旨に照らして、三年間の準備期間を置けば中退共に適用になりますかどうか、この辺のことを伺いたい。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま林政部長から御説明申し上げましたように、大体予定どおりいくというふうに一応われわれは推計いたしております。

○村沢牧君 次は、林業労働者の振動病、白ろう病対策について質問してまいります。

長野県の上田保健所は、昨年の十一月からことしの二月にかけて、森林組合や林業の事業所に呼びかけて振動病の障害について調査を行ったところでありまして、その結果、驚くべきような数字があらわれてきておるんです。この調査の結果、健診を受けた人が百二十人のうち、正常と言われ

るのはゼロなんです。要観察が十五人、要注意、つまり作業制限をしなければならぬ人ですね、これが九十八人、医療を要する者七人という判定なんです。このうち、前年度までに健診を受けたことのある八十九人について見ると、前回よりも

症状が好転をした人はわずかに八人であって、変わらぬという人が三十四人、悪くなったという人が四十七人と、半数を上回っているんです。そして、一たんの振動病になると、たとえ作業環境が改善をされたとしても、症状がだんだん悪化

をする人が非常に多いということがはつきりあらわれてきております。これは長野県の一保健所のデータであり警告でありますけれども、長野県に限ったことではなくて、全国にもこういう傾向

ではないかと思うんですね。——労働省はこうそこで、労働省おられますね。——労働省はこうした実態を把握しておるんですか。また、農林水産省はどのように判断しておられますか。両省の見解をまず聞きたい。

○説明員(林部弘君) 振動病の実態につきましても、私どもの把握をいたしました数的な面について御説明いたしますと、振動病というふうな判断をする場合、なかなかこの振動病というのは診断にむずかしい問題がございまして、私も振動病の患者さんであるというところを、一応労災の認定患者の数字の推移をもって把握をいたしておるというのが実情でございます。

その面の数字から申し上げますと、五十二年度中に新たに振動病として認定を受けられた方は千三百四十八人でございますし、五十一年度につきましては、八百九十九人の方が新たに振動病として認定を受けておりますし、その前の五十年

度につきましては、五百五十六名の方が振動病として認定されております。これはいずれも私も把握いたしておりますのは民有林の場合でございますから、国有林の場合は、数的には長野県の方がお持ちなわけでございますが、そういうこと

でございまして、五十二年度末で療養中の方の総数は二千七百五十七名ということになっておりますので、私も把握をいたしております直近の時点での数字をいたしましては、振動病として療

養しておられる方は、五十二年度末、つまり五十二年の三月末現在で二千七百五十七名ということでございます。

それから、健診の問題でございますが、実はこの林業関係というのは、事業主と労働者の関係というものが非常に短期間でくると変わるとい

う特別な業態でございまして、なかなか現実にはチェーンソーを使用する労働者の方々の数というものがどのぐらいいるのかということの把握が非常にむずかしいというございまして、健診の実施率が何%であるかということは、率直に申し上げましてむずかしい問題でございます。ただ、どうも特別な業態でございまして、健診の実施状況を少しづつ実施率を上げようということで、四十八年度から健診に要します費用の二分の一程度

とでございます。

○村沢牧君 そこで、労働省の答弁ですが、労働省は労災の認定をしたものでなければその数がわからないわけですね。そういう答弁だったわけですね。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕
健診を受けた者の中で労災の認定に至らない者ですね、いわゆる振動病のおそれのある者、つまり精密健診回しですか、こういうふう言われる者はどのぐらいあるんですか。

○説明員(林部弘君) 精密健診と申しますか、この健診の実施につきましては、項目が一次的に行うものと二次的に行うものというようにことが指導通達の中で定められておるわけでござい

けれども、先ほど申しました委託巡回方式の健診の場合でございますと、大体四〇%程度の方が二次的な健診の実施の該当者になっておるわけでございまして、これはわかりやすく申しますと、二次的な健診の項目というのは、手を冷たい状態に冷やして、それで一次健診で行ったと同じような末梢循環の検査をするということでございます。それから、二次健診回しと申しますのは、平たく申しま

すと、一次健診で特別他覚的な所見がなくても、自覚症状あるいはそれまで実際にチェーンソーを使う作業に従事いたしておりました業務歴とかいうようなものから判断をいたしまして、そういう一次健診と同じような検査をいわゆる冷却負荷を行った後行、そういうことも行うということ

で、できるだけ判断の適正を期するというような指導がよく行届いたこともございまして、大体先ほど申しました委託健診の数字のうちの四割程度の方が二次的な健診の項目というものも受ける形になっておる。

これが、すべて有所見者あるいは振動病の疑いということに直にはならないわけでございますが、二次的な検査を実施している人間の数として申しますと、大体委託健診実績の四割程度の方が二次検査を受けているという状況でございます。

○村沢牧君 民有林の実態について聞いたわけなんですけれども、林野庁長官、国有林関係についてはどうですか。振動病の認定者あるいは精密健診回しと言われるのはどのくらいございますか。

○政府委員(藍原義邦君) 国有林につきましては、昭和四十九年をピークにいたしまして、その後認定者数は減っております。

ちなみに数字を申し上げますと、昭和四十九年に七百八十八名の認定、五十年四百八十八名、五十一年二百一十一名、五十二年百九十五名、五十三年度が八十七名という数字になっております。だんだん減ってきておりまして、非常に意味では喜ばしいことではございますが、まだゼロにはなっていないのは非常にわれわれも残念だという気がいたします。

林野庁といたしましても、いまのトータルで現在三千四百六十名が認定されておられるわけでございます。今後こういう認定者が出ないような作業のあり方あるいは機械の改良を現在進めておりまして、労働組合ともその辺の話し合いをしながら、予防には十分注意をするという形をとっておるわけでございます。

○村沢牧君 長官、国有林でもっていわゆる現場に働いている人たちがですね、振動病にかかりやすいような作業に従事している人たちは、国有林労働者六万数千人のうちどのくらいですか。おおよそでいいです。

○政府委員(藍原義邦君) 訴え者数でございますけれども、現在五十四年の三月末現在で二千五百十五名おります。

○村沢牧君 長官、そういうことでなくて、国有林の現場に働いている人たちがですね、つまりチェーンソーなんか扱っている人たちが、そういう現場の作業員というのはどのくらいいるんですか。国有林全体でおおよそでいいです。

○政府委員(藍原義邦君) 木を切る方のいわゆるチェーンソーを使っている作業員が約六千名、それから草を刈る方の草刈り機を使っている方が約四千名、合計で約一万名でございます。

○村沢牧君 一万名の対象労働者で、三千四百六十名の認定者があるというふうに理解していいですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど申しました三千四百名の方は、これはいまの一万名の外でございます。

○村沢牧君 そこで、労働省、民有林の労働者は大体二十万人くらいおられるわけですね。これは全部チェーンソーなんか使っているわけじゃないですけれども、二十万人おる労働者の中で二千七百五十七名の認定患者を出している。国有林はこれよりおはるかに少ないわけですね。それでも三千四百六十名ですか、こういう認定患者が出ておるといふことですね。

このことは、決して民有林に少ないということじゃないんですね。国有林もまだ不完全ではあるけれども、いろいろ作業条件を改善をしたり検査をしたり、その中でこういう数字が出ているわけです。民有林の場合は、長時間働きますし、出来高給であるし、もともと振動病にかかっている人、あるいはかかるおそれのある人はたくさんあるわけですね。いま労働省の発表した数字の結果から見ても、労働省というのはもっと健診を高めていくということ、予防措置を講じていくように事業所を指導していくこと、こういうことを積極的にしなければならぬというふうに思っていますけれども、そのことはどういうふうに反省しているんですか。やるつもりはあるんですか。

○説明員(林部弘君) 昨年も私、ここで先生からいろいろと御指摘を受けたところでございますが、私どもこの振動病、特に林業におきます振動病の問題につきましては、問題の重要性というものがみまわって、昨年十月以降、十、十一、十二の三カ月間に、全国の林業の事業場について一斉監督をいたしておりますが、

「委員長退席、理事大島友治君着席」
そういうような監督の強化というように昨年も年末に行っておりますけれども、実はそのときに若干あった問題でございますが、すべての

事業場というわけにまいりませんけれども、昨年の十月から十二月までの三カ月に把握いたしました、かなり立ち入った監督、指導を行いました。六百四十事業場に、労働者が一万三千五百人ほどおられたわけでございますけれども、実はその中で、実際チェーンソー作業に従事しておられる方は約四〇%の五千四百人足らずでございます。

この五千四百人の方が持っておられましたチェーンソーが五千七百台程度というふうなことでございまして、そのときの調査によりますと、この六百四十事業場で私どもが確認をいたしましたチェーンソー作業従事者の五千四百五十人についての健診の実施状況を見ますと、大体七〇%に相当する三千八百六十人の方が健診を受けておられるようでございます。非常に限られた事業場と限られた労働者の方々の実態ではございまして、私どもが想像しておりました率よりはかなり高い健診率に上がっております。それは、先ほど申しましたように、委託巡回方式を始めました当時の年間実績が五千九百程度だったものが、現在では一万五千人近くになっておりますから、そういうことでは相当健診の実施率というものは上がってきておられるわけでございます。そのことが現実的に認定患者の伸びという形で、発掘そのものは私どもの認識としてはもっと速いスピードで発掘しなければいけないというふうには考えておりますけれども、この数年の間に相当改善されてきているのではないかと考えが一つございます。

ただ、私ども昨年の時点で、過去の反省の上に立つてここでどういふことを考えるべきかということにつきましては、委託方式でもって健診の実施を促進するというところもあるけれども、どうも民有林の場合には国有林の場合と違って、体に余りよくない、俗に三G以上のチェーンソーと言っておりますが、それがまだ民有林の場合にはかなり使われているのではないかと状況がございまして、実はこれはもう五十二年の十月から、そういうチェーンソーを譲渡したり使つてはいけ

ないということに本来はなっておるのでございますけれども、法令の定めによつてそういうものを使わせないようにする以前の段階で、現場でお使いになっているチェーンソーまで法的な規制をするということは非常にむずかしいわけでございますから、それはある意味では指導いたしまして野放しになるおそれがある。

そこに着目いたしましたので、本年度から三G以上のチェーンソーについては、これはやはり御自身が木をお切りになる道具でございますから、労働者自身がお持ちになつておられるというふうなものもかなりございますので、労働者自身の持っているチェーンソー、あるいは小規模の事業場の事業主も含めたそういうチェーンソーについては、できることならば回収をすれば一番いいわけでございますけれども、お金を出して回収をするということとは現実には困難でございますから、その買いかえの促進をするための補助金を用意するというふうなことでございまして、実際に働いておられるような労働条件がございまして、幾ら時間制限ということを指導いたしましても徹底し切れないというふうなことがございます。

率直に申し上げますと、体に悪いチェーンソーを取り上げてしまふということが必要ではないかというところで、本年度からおおむね、まあ大体市場価格が十八万ぐらいのものが多いのじゃないかというふうな想定をいたしましたので、その三分の一程度、六万円ぐらいを限度にした補助金をまず出そうと、その残りは林野庁の方で用意をしておられます融資の制度で融資を受ければ、そういう体にかしこみでいいチェーンソーに買いかえをすることができるようではないかということで、実はこれからはそういう形の補助制度というものを用意をいたしまして、労働者自身が持っているようなチェーンソーについては新しいものに買いかえの措置を加える。何と申しましたも健診では病気がなくなりますが、やはり体に悪い原因を除去するという意味で、この体に悪いチェーンソーというものをそういう形で買いかえ促進をする

というふうなことを本来はなっておるのでございますけれども、法令の定めによつてそういうものを使わせないようにする以前の段階で、現場でお使いになっているチェーンソーまで法的な規制をするということは非常にむずかしいわけでございますから、それはある意味では指導いたしまして野放しになるおそれがある。

いうことで、間接的に回収に等しいような効果を上げたいということで、林野庁の方とも御相談いたしまして、私どもの補助金と融資の制度をあわせて少しでもそういう意味の改善を図りたい、それは予防の措置としてはかなりの効果が上がるのではないかと考えておるわけでございます。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕

○村沢牧君 労働省の方針も昨年と比べてやや前進したような顔が見受けられるわけでありすが、最初に私が例に挙げました長野県の上田保健所の調査ですね、いま課長さんが把握しておるよりもかなり厳しいものがありますから、これを後ほどそちらへお届けしますから、十分検討してください。そのことを要請しておきます。

労働省にもう一点お伺いしますが、労働者の健康を守るということは本来事業主の責任である、これが私は原則だということに思ふんでありますが、事業主は労働者の安全を侵したり、あるいは身体を損傷することのないような万全の規制と予防措置を講じなければならぬというふうに思ふわけですが、その辺の見解はどういうふうに思ふますか、事業主に對して。

○説明員(林部弘君) 職場での労働者の安全の問題、それから衛生上の問題というのは、基準法初め労働基準監督行政の中で私どもが実際に所管しております行政の基本になる考え方というのは、事業場における労働者の安全あるいは健康の問題というのは事業者の責任においてということが原則でございますから、その意味では、私ども労働省が直接お金を出してということには、一般的な行政というのはいくらもなないのだという考え方が基本にはございます。

ただ、先ほど申しましたように、非常に健診の実施率というものが低いということによって症状の進行というふうな事態が発生すると、それは特に零細な事業場の場合などには困るといふことで、健診の定着を図るという意味の奨励補助的な意味で実際に助成措置を講じておるといふことはござ

います。基本的にはあくまで事業場における安全問題、健康問題というのは事業者の責任においてやっていたらいいというのが原則であると、こういうふうな考え方をしております。

○村沢牧君 私は、事業主の責任であるから労働省が補助金を出すのがけしからぬとかなんとか、そういう趣旨で申し上げたものではございませんから、その点は大いに奨励金をもつと出してやってください。

そこで林野庁長官、いま労働省から答弁があったんですけれども、国有林であっても、やっぱり使用者である国は、この労働者のそうした安全について責任を持たなきゃならないというふうに思いますが、このことは変わりないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 振動障害の問題につきましては、林野におきましても、国有林に作業する職員の健康の保持ということとは十分私どもとしても考えなければいけないというふうに考えておりました。従前からこの対策のための、かかった方については治療対策を林野でやる範囲のもの、そしてさらには厚生省、労働省の御協力を得てやるもの等々を考えながら対応いたしておりました。また積極的な予防対策としては、作業時間の規制の問題あるいは振動の少ない機械の買い替えによります予防あるいは振動のない機械の買い替への作業、こういうことを考えながらその対応をいたしておりました。当然国有林を管理経営する責任をいたしまして、作業員の労働安全については十分配慮することを、私どもの責任で考えておる次第でございます。

○村沢牧君 国有林の労働者については林野庁、国がそういう注意をしなければならぬ。

そこで、長野管林局で働いておった人たちが白ろう病になって退職をし、あるいはそのうちの一人が死亡したんですね。この死亡した人の遺族を含めて、退職した後、今日も白ろう病で大変苦しんでいる。そこで、この原因は管林署に働いた結果である、これはそうだとおもうに思ひます。

けれども、国を相手取って経済的、精神的な損失を受けたという損害賠償の民事訴訟を起して、この五月の二十四日に第一回の公判が行われることになっていくわけですね。国は、やはり誠意を持って、このように苦しんでいる人たちに對して救済をすべきではないかというふうに私は思ふので、この種の裁判に對してどういうふうに思ひますか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御指摘になりました、長野地裁松本支部に訴訟を起されたという事例につきましては、私どもも認識いたしております。

林野庁では、この件以外にも、秋田あるいは熊本においてもそういう事例があるわけでございます。こういう方々に対しまして災害補償という問題につきましては、国家公務員災害補償法の定めるところに従いまして適正な対応をしておるところでございます。今後これらの問題につきましては、さらに法廷でいろいろ明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 この裁判も、先ほど申しましたように公判も近く行われます。したがって、先ほど労働省も言ったように、働く人たちの安全をやつたり図つていく責任は使用者にあるんですから、ひとつこの裁判につきましては、裁判ですからこれ以上言いませんけれども、結果を私も見守っております。国がこうした人々を救済をしていくんだという、こういう基本的な立場を持ってひとつ臨んでまいりますことを、私は要請をしておきます。

さて、そこで、振動病になった患者が症状がなかなかよくならない。このことは、医療制度の不十分さがあるというふうに思ふのであります。職業病である振動病は、健康保険が適用されないわけですね。労災保険は、症状がかなり進んで、いわゆる認定患者にならないと労災保険は対象にならない。最も治療に必要な初期、中期のいわゆる専門治療は、自分の費用でしかこれを受けることが

できないわけなんです。先ほどお話があったように、認定に至らなくてもやっぱり振動病のおそれのある患者がずいぶんあるわけなんです。こういう人たちは、自分の費用でしか健康保険も使用できないわけですね。

昨年、私はこのことについて社会保険庁の健康保険課長に質問したところ、どちらからも給付が受けられないというところはきわめて問題があるんで、どちらからでも給付が受けられないことのないように、今後考えていきたいというような答弁をされておるんですが、これはどのように改善をされましたか。厚生省と労働省にお聞きしたい。

○説明員(北郷勲夫君) 昨年、先生の御質問の中で、C患者といいますが、要医療という方は労災で医療がかけられるけれども、管理Bと、こうあるわけがない方々——管理A、管理Bと、こうあるわけがない方々ですが、この方々の中に実際に医療を受ける方がおられると、この方々について中途半端に、谷間になっていると、こういう話でございました。その後、労働省の方ともいろいろ御相談をいたしておるわけでありすが、理論的に申しますと、これは当然管理Bと申しますのは療養の必要性が認められないと、こういう労災の方のお考えでございますので、理論的に申しますと、振動病のために医者さんにかかるということは理論的にはないわけでございますが、現実にはこれは実際に認定を受けます前に時間がいろいろかかるわけでございますので、その間にお医者さんにかかる、こういう場合は考えられるわけでございます。その場合には、おおむね健康保険の方で医療を受けていただいておりますわけでございます。その間、まあ私もその後林業の比較的多いと思われまます。現実に申しますと、振動病の現実問題として、現実の問題を起して、現実というふうな事例を私どもは聞いております。しかし、そういうふうな可能性もございまして、このように谷間に陥ることがないように、個々

そういう意味から、たとえば五十四年度におきましては、森林組合の新生発展特別対策事業、こういうものも予算を組んでおります。こういう中うのような考え方あるいは森林総合整備事業というものをことしからすることにいたしておりますけれども、やはり森林組合の作業班が中心になつて、こういうものが運転されていくわけでございまして、そういうものの今後の進行状況あるいは新林業構造改善促進対策実験事業、こういうものを展開することによりまして、それぞれの山村におきます森林組合を中心にした林業の推進というのを図っていくこと、こういういろいろな施策が総合されて、森林組合というものは今後健

全な発展になっていくであろうというふうに思います。

そういう点では、先生御指摘のとおり、法律ができたからそのままでよくなくなるわけではございませんで、それに見合ったいろいろな施策を考え、さらに森林組合自身が自分の発展のために努力をすること、これが必要なのではなからうかというふうに考えております。

○村沢牧君 林業資金を拡大する上において、民有林の担い手は森林組合だというふうに言われておるわけですが、森林組合のやっぱり充実強化はきわめて重要になってくるというふうに思ふんです。

そこで、私が質問した一つは、林業近代化資金等をつくれぬのは、森林組合で信用事業をやつてないんだからというお話があったわけなんです。もちろん、現在森林組合の数の三分の一は睡眠組合と言われるような状態の中で、全部この信用事業を与えるということも問題はあるのでありましようけれども、しかし、これも多年の懸案であり国会でも附帯決議まで出しているんですから、その辺についてはどのように検討されておるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合の信用事業の問題につきましては、昨年の国会でもいろいろ御指摘がございました。附帯決議の中にも今後の検討を進めるような御指摘があるわけでございまして、現在林野庁におきましては、五十三年度から森林組合系統組織、それから金融機関等の関係者の協力を得まして信用事業問題の調査を進めております。その内容は、十二月までに約三回ほど実行いたしました。信用事業に關係いたしまして過去の経緯の洗い直しをやっております。それから農林業をめぐる資金循環の検討をいたしております。さらには、信用事業能力の付与を必要とする実態と根拠についての系統の意見聴取、こういうこともしております。こういうことを含めまして検討を進めておまして、できるだけ早い機会に結論を得たいということを考えておる次第でございます。

でございます。

○村沢牧君 さて、この法律は「当分の間」の暫定措置だというふうにされておるわけなんです。この「当分の間」という趣旨は何ですか。この制度に対して国が助成を何年か続けていけば、これは半恒久的なものになってくるのではないですか。一定の時期が来ればこの法律は廃止をするということなんですか。その辺の趣旨について伺いたい。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほども御説明申し上げましたけれども、現在の日本の林業の実態からいいますと、非常に国民の需要にこたえるだけの山の育ちができていないという実態。しかしながら、この林木が二十年先に育ちますれば、相当量の国民の需要にこたえられる能力を持つということ。そういうことで、私どもはその間やはり国産材を中心にした林業なり、あるいは林産業といたものが衰微しないよう維持すること、これが非常に必要ではなからうかということを考えております。したがって、そういうことを考えれば、いま申し上げましたような状況になり得るわけでございます。その間を考えた上で「当分の間」というふうに考えたわけでございますが、しかしながら、そういうことの中でも、もしいま申し上げましたような国産材が国民の需要にこたえられるような状況、あるいは国産材振興が順調にいきますという状況、あるいはそういう時点が来ますれば、何も昭和七十年代というところでない場合もあり得るのかも知れませんけれども、一般的な現在の林業、山の状況を見て判断いたしますと、大体昭和七十年代ごろまでを「当分の間」という判断で対応していくことが妥当ではないかというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 七十年までというところだ十五、六年あるわけですが、それだけあれば「当分の間」でもなさそうな気がするんですが、せつから「当分の間」なんてここに明記してありますから、これは簡単に廃止できるものではないとい

うふうに理解しておきます。

そこで、この法律には第二条に、基本方針をつくらなければならないということが規定をされておる、第三条には、林業経営改善計画を作成して知事の認定を受けなければならない、受けることができるということになっております。

そこで、この基本方針についてはどんなことを規定をしようとするのか。それから、改善計画についてもそうでありましても、従来造林資金にしても林道資金にしても、貸付条件としては森林計画と関連をさしてかなり細かく規定をしておるわけですね。これに加えてまた改善計画をつくらなければならない、そうしなければ償還期限の延長を受けることができないというようなことは、非常に何というか、ただ形式的になつてしまふんではないか。こんなことまで指導する必要があるのかどうか。これは余りめんどうなことにする。零細な事業者は資金を利用しにくくなつてしまふんでね。したがって、この基本方針を農林水産大臣がつくることは、皆さんがつくるのはいいんですけれども、これに基づいて一体改善計画はどんなものをつくるんですか。その内容と考え方についてお聞かせください。

○政府委員(藍原義邦君) まず、いま御指摘になりました基本方針あるいは改善計画でございますけれども、なぜこういうものをつくらせるのかというところでございます。先ほど来御説明しておりますように、この法律のねらいは、やはりこれらの国産材を振興させるという一つの大きなねらいがございます。そういうねらいの中で、やはり現在の林業がある意味では、それぞれの個々の経営者にとって十分計画が立っていない、あるいは立てられていない、そういう実態も非常に多いわけでございます。それからやはりこれからの国産材を振興するためには、外材等々の対応のためにも、それぞれの林産業等におきましても計画なり合理化というものを図りながら国産材の競争力を強める必要がございます。そういう一つの目標があるわけでございまして、

て、そういう目標のためにもやはり国としての一つの基本方針を出しまして、その方針に基づいた改善計画をそれぞれの経営者の方々につくっていただくということ、そういう必要性が十分あるのではないかと、そういうふうに考えておる次第でございます。しかしながら、そのために零細の方々が利用できないという問題があらはれては非常に問題でございます。したがって、その辺は私どももその内容等につきましまして十分考える、そしてまた、行政指導に当たりましても十分指導いたしまして、その徹底は図つてまいりたいというふうに考えております。

そこで、林業改善資金の内容でございますけれども、簡単に申し上げますと、林業経営の現状、それから経営の改善方針、さらには事業計画、資金計画、大きく言いますとこういうようなところでございます。そこで、経営の状況ということになりますと、当然それは自分の持つてゐる山の経営状況なり森林の現況ということになるわけでございまして、それから、経営の改善方針ということにつきましては、自分がいかにいろいろな仕事をしておられるとすれば、自分の方の中における林業部門の位置づけがどうなっているか、あるいは生産基盤の整備の目標はどうしておられるか、後継者の養成なり確保の方針はどうするか、経営方式なり事業実行法の改善方向はどうなのか、そういうことを持つていただく。それから、事業計画につきましましては、伐採、造林、林道の開設あるいは機械整備、それから労働力調達、こういうものに関する計画、それから資金の計画につきましましては、事業計画を実施するために必要な資金の額あるいは調達方法、こういうものの計画、大体そういうものを考えておまして、先ほど申し上げましたように、こういうものをつくるのが非常に煩瑣なために、せつから必要な方々がこの資金が借りられないというふうなことがないよう行政指導は十分してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 次に、国産材産業振興資金で貸し付けるところの資金の種類、貸付対象者、貸付限度

額、償還期限、据え置き期間、金利等について骨子を説明してください。

○政府委員(藍原義邦君) まず、資金の種類でございますけれども、資金の内容をいたしまして、国産材供給近代化資金とそれから国産材加工流通システム整備資金、この二つに分けております。国産材供給近代化資金は素材生産及び素材引き取り等を計画的、安定的に行うに必要な運転資金というふうにしておりまして、それから国産材加工流通システム整備資金は国産材の利用、加工の高度化、国産材市場の整備、近代化等を図るために必要な設備資金、こういうふうにして考えております。

それから、貸付対象者でございますけれども、貸付対象者は森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、それから素材生産業、木材製造業、木材卸売業を営む者または市場開設者及びその組織する団体等で国産材の生産または流通の合理化に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。ただ、国産材供給近代化資金につきましては、貸付対象者は団体に限ることにいたしております。

それから、融資条件でございますけれども、利率及び償還期限は、おおむね次に申し上げますような形にしております。利率につきましては、運転資金につきましては短期が五％、長期が六・三％、設備資金につきましては六・五％ないし六・八％、こういうものを基準にして考えたいと思っております。ただ、これは四月の十七日に公定歩合の引き上げがございましたので、今後この金利の動向によりましては若干の引き上げが行われることがあるかもしれませんが、いまの段階ではこういうことを考えております。

それから、償還期限でございますけれども、短期運転資金につきましては一年以内、長期運転資金につきましては三年以上五年以内、据え置きは三ヵ月以上一年以内というふうに考えております。それから、設備資金につきましては、五年以上の七年以内、そして据え置き期間は六ヵ月以上一年六ヵ月以内というふうに考えております。

それから、貸付限度額でございますが、これはそれぞれの資金の種類等に応じました限度額を設ける予定にいたしておりますけれども、最終的なものでございませぬけれども、大体五千万程度ではどうかということで現在検討中でございます。

○村沢牧君 そこで、借り受け対象者の範囲ですが、国産材を振興するための資金でありますから、やっぱり国産材を多く取り扱っている業者を対象にすべきだというふうに思ふんです。しかし、現在、先ほど指摘しておりますように、外材の輸入が六六・四％にもなっておりますので、多くの業者は国産材と外材とをあわせて使っており、しかも外材の方が多いという現状なんです。したがって、国産材を使うシェア、これはどの程度に皆さん方は判断をしておるんですか。また、それはどういうふうにして認定をしてくるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 本来であれば、国産材振興のための施策でございますから、国産材だけを扱っておる方というふうに規定するのが妥当かと思ひます。ただ問題なのは、現在三分の二以上外材が入っているという実態でございます。したがって、私も私どもといたしましては、大体国産材のシェア五〇％程度の方を対象にして考えたらどうかというふうに考えております。

それから、その判定基準でございますけれども、これは取り扱ひの実績を基準といたしまして判断するように指導していきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 次に、この国産材資金の利率ですね、利息は先ほど短期運転資金が五％、設備資金や長期資金が六・三％から六・八％という説明であつたわけでありまして、末端借り受け者はこれだけではとまらなくて、これに加えて林業基金の保証料あるいは出資金に対する逸失利息と申しますか、これが要るわけですね。それらを加えれば、末端の負担率は大体どのくらいになりますか。五％ではないでしょうか。

○説明員(佐竹五六君) 御指摘のように、債務保証の保証料が必要となります。したがって、これが〇・六八％と、こういうことになります。それ以外にも一つ、御指摘の逸失利息、基金の出資の利息相当分がございまして、これは一応推計いたしますと、〇・一九％ぐらいになるわけでございます。両方で、先ほど長官から御説明いたしました利率に、さらに基金の保証を受けます場合には〇・八七％程度が加算される、かようなことになるわけでございます。

○村沢牧君 五％という利率であるけれども、実際には〇・八七％ぐらいを加算されて、くわいで五・九％から六・八％になる。そうしてみると、必ずしも私は低金利ではないというふうに思ふんです。現在、業種によつては金融機関から五％以下で借り受けているところもあるし、県によつては、この種の資金を三％から四％で貸しているところもあるわけですね。これらから比べてみると、せっかく制度をつくつても、こういう利息はどうかというふうに判断しますか。

○政府委員(藍原義邦君) いま林政部長から御説明したような形になるわけでございますが、私も林業信用基金におきまして、個別に調査をしたわけではございませんが、これは金融機関の種別によりまして差はございますけれども、短期資金は平均七・五％程度、こういうふうになっておりまして、こういうものから比べて、さらにこれに債務保証料等を負担するわけでございますから、そういうものに比べたら、私もやはりある意味では低水準ではないかと判断しております。

○村沢牧君 そこで、この保証料なんですけれども、基金の保証料をつけるかどうかということ、金融機関の判断によつてつけるものですか。ということとは、たとえば系統金融、農林中金等の資金を利用する場合においては、従来この種の保証料はつけておらない。したがって、こういう資金を系統金融を通じてやる場合においては保証料は必要としないではないかと、このように判断するわけですね。保証料というのは、これはあくまで義務づけられるものですか、それとも金融機関の判断によつてつけるものですか。

○政府委員(藍原義邦君) 今回のこの資金の貸し付けにつきましては、やはり借り受け者の信用力、あるいは担保力、こういうものを補完するために、融資機関の依頼があれば原則として林業信用基金が債務を保証するということにならしてあります。しかし、いま先生が御指摘になりましたように、融資機関が借り受け者の信用度から見まして、その必要がないというように判断した場合、信用基金の債務保証は要しないことになりま。したがって、これはやはり借り受け者が担保を必要とするか、債務保証を必要とするかどうか、その判断を金融機関がやりまして、それによりまして債務保証を信用基金がするという形になりますので、金融機関の方でその必要はないというものについて強制的に課すものではございません。

○村沢牧君 そのことのないように、ひとつ農林水産省当局も金融機関を指導してください。

それから、制度金融というものは、公定歩合の引き下げの場合には対応がきわめて遅いわけですね。公定歩合が下がった場合においては、制度金融の利率を下げることは遅い。しかし、これが引き上げの場合にはきわめて敏感にすぐ上がっていくわけですね。そこで、この国産材振興資金の仕組みは四倍協調融資である。つまり国、県の資金が一つ、金融機関の自己資金が三という割合になつてはいるわけですね。そこで、こういう割合になつてはいる資金でありますから、最近のように公定歩合が引き下げになつてくると、五％ということをや皆さんが規定をしても、五％で果たしてとどめることができるかどうか。

このことと、もし市中の金利がどんどん上がつてくるようになってくると、融資枠が、四倍融資といつても、その枠が縮小されてくるのではないから、その辺については、国も金を出すのですから、どういう指導性と権限を持っているのですか。

か。

○政府委員(藍原義邦君) 確かに公定歩合の変動によりまして、それぞれの金融機関の貸し出し金利というものは変わってきけるわけでございますが、そういう観点から、この制度につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、今後そういう時勢の変動によりまして、必ずしもこれが先ほど申し上げましたような金利で固定するわけではございませんで、若干の手直しはどうしても出てくるということは、御理解いただきたいと思つた次第でございます。

それからもう一点、そういう場合に、四倍協調融資をどうするかという御指摘でございますけれども、私も私どもといたしまして、これはやはりこういう形で考えておりました。四倍協調融資についてはこれを要するということは考えておりましたし、そのために必要な融資枠については十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 公定歩合の引き上げによって五%必ずしも維持できないという、最初から、提案するときはそういう考え方なんです。それから、この資金をどう使うか、五%にしますからというところで国産材を振興しようということなんです。そういうことになったとするならば、国の方でも少し金を出さずなり、あるいは利子補給をするなり何とかして、やっぱりせつかく提案する五%だけは堅持していくんだと、四倍融資をしていくんだと、そういう姿勢が提案するときからなくちゃ、これはきわめて不安なんです。どうなんですか。何%かわからぬような利率じゃ困るじゃないですか。

○政府委員(藍原義邦君) 私どもとすれば、できるだけ先ほど申し上げましたものを堅持していきたいというように考えております。しかし、金融問題は、御存じのとおり、全体のやはりいろいろな類似金融制度とのバランスの問題もございまして、したがって、そういうものの等勘案しながら対応しなければいけない問題がございますので、先ほど申し上げましたように、若干の手直し

があるかもしれないということを御理解をいただいております。予定された時間がばつぱり終わりになつてきますから、最後に一点だけ質問して私の質問を終わりたいと思つておりますけれども、公庫の資金には、いま提案をされた造林資金や林道資金以外に幾つもの種類があるわけですね。したがって、林業をめぐる諸情勢の変化に対応して融資条件の改善を図っていかねばならない必要性がまだほかにもあると思うので、しかし、造林と林道資金だけに限って期限延長をした、これだけでいいのかどうか。

このことと、それからさらに公庫資金の内容で、融資条件を改善すべきものが私は幾つかあるというふうに思うのです。たとえば経営改善資金の融資限度を個人は二百万しか認められておられませんが、これなんかは枠を拡大すべきである。維持資金は一人当たり六十万である。これではきわめて少ない。振興山村資金についても若干上がったようでありまして、ほかの農林漁業団体と同じような額にすべきである等々、この公庫資金の融資条件を改善すべき問題があるし、またそういう要望も出ておられるというふうに思うので、検討する用意があるかどうか、最後に何一つ、私の質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 農林漁業公庫の林業関係の資金については、毎年改善、拡充を図つてきたところではございますが、いろいろな御指摘もございまして、今後とも制度全体の問題について、その整合性等を配慮しながら改善に努めてまいりたいと思つております。

○村沢牧君 時間ですから終わります。

○委員長(久次米健太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、林業等振興資金融通暫定措置法案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片山正英君 きょうは大任が御留守でございますが、まことに残念でございますが、幸い政務次官おいででございますので、いろいろの討論の中で、どうかひとつお含みいただきまして御指導を賜りたい、こうもつてお願いを申し上げます。

この法案は金融の法案でございますが、林業諸団体、木材諸団体等によって主要な十八団体がそれぞれ陳情をしております。大変重要な、大変必要な法案であると思つております。あえて言えば、干天の慈雨のごとき法案であらうと思つております。そういう意味で、林野庁の御努力にまづもつて敬意を表するわけでございまして、

ところで、白書の中にも大変ございまして、そしてまた先ほどの大臣の御説明の中にもございまして、最近の林業は非常に厳しいというところ、そして非常に収益性は低いんだということを大臣が重ねて言っておられます。白書にも本当に詳しく書いてございまして、あえて若干重複はいたしますが、要約していまの現状の林業、最近の林業の現状をどう判断しておられるのか、そしてまた、その判断に基づいて特に重点としてお考えになつておられるのは何なのか、たくさんあると思つていますが、要約して簡単にひととまずそこからお聞きをして話を進めたい、こう思つております。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御指摘になりましたように、最近の林業をめぐる状況というものは非常に厳しいものがございます。と申しますのは、たとえば拡大造林の面積の推移を見ましても、年々拡大造林の面積が落ちております。それから木材の需給を見ましても、国産材の需給が減少してきております。それから労働力を見ましても、

も、昨年に比べますと、大体横ばいというようない形ではございますけれども、わずかながら減少する傾向もございますし、さらにその質を見ますれば、非常に高齢化をしておられるという問題。そして木材価格を見ますと、非常に価格そのものが低迷しておる。それから需要の方面におきましても、住宅その他、代替材の進出によりまして需要面がはかばかしく伸展してない。まあいろいろの問題でございます。

そういう非常にむずかしい現状の中で、これからの林業をどう推進していくか、その重点施策は何かという御質問でございますけれども、私も私どもとすれば、やはり林業というのは非常に気の長い仕事でもございまして、四十年、五十年先を見通すはつきりしたものを確立してやること、まず第一に必要であらう、そのために四十八年につくりました基本計画等がございまして、けれども、日本の大きな経済状況の変動の関係等々から、現在それがあつた意味で乖離をしておるということも非常に大きな問題でございます。こういう基本計画なり需給の見通しというものをここでもう一度見直しはつきりさせるということ、これがまず第一に必要であらうというふうに思つております。

これについては、むずかしい作業でございまして、時間が相当かかるわけでございまして、できるだけ早く対応していきたいというふうに考えておりますが、そういう基本に立ちまして、さらに林業のおくれでございまして林道、造林等の基盤の整備、そしてまた労働力の確保等々、いろいろな施策はございまして、従来やってまいりましたものをさらに整理いたしまして、その中から重点的なものを今後とも進めてまいらなさいかぬわけでございまして、本日御審議いただいておりますこういう金融的な措置、こういうものも林業については非常に必要である措置でございまして、こういうものも今後さらに積極的に拡充を図らなければいけないというふうには考えて

おる次第でございます。

要は、基本的には、いま申し上げましたような気の長い仕事でございますから、先を見通すものがどうなのかということをまずはっきりさせること、これが何よりも私は必要なのではなからうかというふうに考えております。

○片山正英君 いま長官のお話は、そのとおりだと私も実は理解はしているわけでございますが、ただ、私は少し角度を変えて、こういういろいろな未解決の問題がたくさんありますが、こういう問題は何に起因しているんだらうか、どこにあるんだらうかという点を二つの面からひとつ検討してみたいと、こう思っているんです。

それは、まず第一点は、農林水産省の中で、農業、水産と全く違う林業があります。同じ農林水産省の中で、政策的に本当に基本的に違つております。それは何かと言うと、農業関係について例を言えば、まあ一言にして言えば、保護貿易主義と申しますか、国内の生産に対して外圧からある程度保護しておる、こういう政策が一本通つております。ところが、同じ農林水産省の中で林業については、これは全く素っ裸の競争であります。そこがまず基本的に違つておる。そこがもろの苦しみの一つの原因の基本にあるということ、私はちょっと感ずるわけであります。そして、したがって木材価格はどうかんだらうか、そういう面から見ますと、残念ながら木材主導型であります。国内中心のことにはいきません。いまや六五％を過ぎた木材でございますだけに、まさしく木材主導型の価格体系である、ここに私は悩みの姿のもう一つを見るわけであります。

それからもう一点、それは一つの供給側から見た問題点でございますが、需要側から見ると木材住宅政策、住宅というのは大変ないまわが国の基本政策の一つとさえ言われておる政策でありますけれども、その住宅政策の中における木材住宅の位置づけというのが大変不明確であります。したがって、これは住宅もそうでございますけれども、木材住宅の、非常に好景気のときは百九十万戸と

いうくらいになるかと思うと、次の年は百三十万戸に激減するというような非常な揺さぶりがあります。この需要の変動、これが私は農林水産省のほかの物資にはちよつと見えない、需要側からかき回された原因があるわけであります。したがって、そういう問題、大きく言いますと三つの問題。かてて加えて山村における基盤整備、林業を初めとする基盤整備、人が住みやすい環境というものには都会とますます格差が起きてきておる。そこに私は、林業山村の基本的な問題があるというふうに実は思っております。

そこで、林野庁が言っている厳しい情勢というのを数字的に把握してみたいと思つて、実は林野庁とも打ち合わせをしました。戦前からの何か統計がないだらうかというようなことでございまして、なかなか短期間でございましてからそれを急に申し上げるのもむずかしい。したがって、私は、ちよつと統計があるようでございますが、昭和三十九年、高度成長も少し足並みがだんだん衰えようとしてきている、そしてまた、その時期に林業基本法が通つていよいよもって構造改善を開始した年、ちよつと十五年間でありまして、そのときを一〇〇としまして、現在までのような指数になったのかを、次の四点についてお調べいただいたと思ひますので、御回答いただきたい。

それは、三十九年を一〇〇として、その後の一般物価はどのように伸びたのか。それから、木材価格はどのように伸びていったのか。それから、労賃あるいは育林費としてもいいでしょう、それはケースによつてどのような伸びを示したのか。それから最後に、木材住宅の単価は坪当たり、あるいは平米でもいいですが、どのように伸びていったのか、この四点を数字的に調べたいと思ひます。というのでございまして、お知らせをいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(監理官) ただいま先生が御指摘になりましたそれぞれの価格につきまして、三十九年と五十二年を比較いたしましたして倍増で申し上げますと、物価につきましては一・八倍になつて

おります。それから木材住宅の建築費でございますが、これは三・五倍になつております。それから製材、木製品の価格でございますが、これが二・二倍でございます。それから立木の杉でございますけれども、これは一・九倍、ヒノキは三・二倍になつております。林業労賃は四・八倍でございます。それから育林費が、杉につきましては五・二倍、ヒノキについては六・五倍というふうになつておりまして、労賃、育林費の上昇が非常に著しいという形が出ております。

○片山正英君 ただいまの数字は、私はいかに厳しいかというのを具体的に判断できる資料であらうと思ひます。

先ほどの長官のお答えによりますと、十五年前と比較して、ちよつとこのときから林業構造改善に投資が始まつた時代でありまして、物価総平均が一・八倍、木材が二・二倍、確かに一般物価よりは多少上回つております。しかし、木材住宅の建築費は三・五倍だと言つています。ここにも一つおかしさがあるんですね。世の中で、木材が上がつたから建築費が上がつたと言われたい。にもかかわらず、建築費は三・五倍になつておる。それで木材が上がつてけしからぬと、こういうようなことがよく書かれておるんですが、私はそういうのを見るたびに、どうも正確なPRが足りないなというところをつくづく感じておるわけですが、いま指数ではつきりしておりまして、それが第一点。木材がいかに需要面について不遇であるかが第一点。

それからもう一点、そうすると育林の方はどうか。木材をつくる育林はどうかというところ、杉は五・二倍、ヒノキが六・四倍、こういうんですから、木材は二・二倍しか上がつてないわけですから、これまた生産コストは三倍近いものが上がつておるわけですね。ここにもまた、非常に厳しさを数字的に示しているわけでありまして、こうならぬように、林業投資、林業構造改善というものが進められた当時は、そういう期待のもとに進められ

たはずだと思ひますけれども、残念ながら結果的には、構造改善をしたにもかかわらず、これだけの値上がりを経ざるを得ない。もちろん、その中には労賃の四・二倍も含んでいるんですが、そこに大きな問題がある。これをどのように今後正し対処していくか。これはもちろんいまの金融問題が大きく私はあつて力があつてと思ひますが、それだけに、ほかの金融措置とのバランスも必要でしょう。しかし、こういう側面を開くための金融措置として初めてこの金融が取り上げられたわけでございまして、どうかそういう意味の御努力を今後ともひとつお願いを申し上げます。こゝまで、国土庁来ておりますか。――実はこゝういふ姿の中で、たまたま定住圏構想というのを国土庁で打ち出されたわけであります。私も書類を拝見しておるんですが、あれはおとしの十一月ですか、閣議決定を経たわけですね。

それで、まず最初にお伺ひするのは、あれは三全総、いわゆる定住圏構想は三全総の計画として出ているわけでございます。内容を見ますと、そこに政策も入つております。単なる見直しじゃありません。計画であり、政策が触れてあります。したがって、閣議決定というのは、計画の決定であると同時に、そこに盛り込まれておる政策の決定、こゝまで差し支えないと思ひますが、よろしうございませうか。

○説明員(白井和徳君) 基本的には、そう見て差し支えないと思ひます。

○片山正英君 そこで重ねてお願いを申し上げます。計画の内容について私もざつと見ただけですが、あるいは間違つて落ちこぼれがあるかと思ひますが、流域圏というものをつくり、そしてそれを流域単位ですべて全国で二百ないし三百のブロックをつくられる、その流域圏自身がそれに安定をする、それに産業構造、社会構造もそれに即したものに持つていかなければならぬ、こゝういふふうに私も拝察しておるんです。そ

して、その流域圏を構成する因子としては、定住区というのをつくらせておられる。これも、たしか二万ないし三万ぐらいの定住区をつくらせておられる。この定住区はどうかと思つて見ますと、何か学校区ぐらいの単位にしてその中の安定をさらに図る、こういう構想であるように拝察をいたします。その定住区をさらにまた十倍ぐらいに小さくして二十万か三十万ぐらいの単位、と申しますと部落単位ぐらいになる、それがまたその意味を持ちながら安定しなければならぬ、こういうふうな理解をしておるんですが、まずその点、それでよろしうございませうか。

○説明員(白井和徳君) たいま先生が御指摘になりましたように、定住圏という考え方で三全総は打ち出されてあるわけですが、これは、ある程度都市と農村を一体とした人間居住環境の整備という広域的な観点から成り立っているわけではございません。これは一つの生活圏域であると同時に、一つの開発圏域というふうな形でもって観念されておるわけですが、その圏域は、いま先生御指摘のように、全国で二百から三百ぐらい展開されて、全国を覆うていくという形において国土開発行政を進めることによつて国土の均衡ある発展が担保される、かように考えているわけですが、その定住圏をなしている圏域の下に定住区と、これは一種の日常生活圏の圏域があるし、その下に居住区という形でもって、もう少し近隣的な関係を形成しているという社会的な関係の一つの生活圏域と申しましうか、そういうようなものの積み重ねにおいて、最終的に定住圏という圏域が構成されるというふうには三全総では指摘しているということでございます。

○片山正英君 そこでお伺いするんですけれども、ただいまの流域圏、定住圏、それを単位としましてそれぞれがやはり安定をする、都市も農村も、山村が抜けたが、山村もだと思ひますが、安定をするということだと思ひます。そこで、定住圏の中の山村の位置づけというか、あるいは仕事で言えば山村の主体は林業だといひますか

ら、林業の位置づけと申しますか、そういうものはどのようにお考えであるか、ひとつお聞かせ願ひたい。

○説明員(白井和徳君) 三全総は、御承知のように、二十一世紀に向けての一つの長期的な基本構想という性格を持っておるわけですが、現在三十七万平方キロの日本の国土に一億一千三百万人の人間が住んでおるわけです。超長期的には、約一億四千万ぐらいになるだろうというふうには推定しておるわけです。そうしますと、国土と人間のかかり合ひといひますか、このかかり合ひを、先生御指摘のように、安定的に確保していくということが基本的な課題であるわけではございません。したがつて三全総におきましては、計画課題といたしまして国土管理につきまして非常に重視してその辺を記述しているわけではございません。

その中に、林業につきましては、御承知のように、いわゆる森林の持つ機能というものは、これはもう先ほどから御指摘がありましたように、生産的な機能が一つあります。それから、国土保全的な機能がございします。それから、やはり水資源の涵養的な機能、それからやはり国土の緑を守るという自然保護、こういうような公益的な機能を持つていふものだとこのように理解しております。こういう公益的な機能を持つ林業というものを、今後やはり総合的な観点から整備していく必要があるという点を指摘しております。したがつて、そういうことは同時に森林の適切な管理、森林経営につなげていくわけではございません。したがつて、その主体者である山村というものをやはり重視していかないと、今後やはり国土管理がうまくいかないという点を強く訴えております。しかし、これはなかなかむずかしい問題でございます。山村におきましては人口減少が進んでいると、非常に過疎化の問題がございします。

は一つは生産面における対策、それから一つはやはり生活環境を整備するということ、それからもう一つは交通ネットワークの整備、そういうものを通じまして、山村において優秀な若者が定着できる環境条件を整備していくということによつて国土管理の安定が確保できる、こういう点を三全総では指摘しておるわけではございません。

○片山正英君 交通ネットワーク等いろいろな問題、山村を重視しているというお話を伺つたわけですが、これについてはもう少し後でちよつと触れてみたいと思ひます。

時間がありませんから進みますが、定住圏構想の中のいわゆる流域圏というのを想定されておりますが、水との関係でしよう。それをどのように判断しているか。具体的に言ひますと、現状として水が大変不足する地帯、それから比較的潤沢な地帯、したがつて将来そういうものをどのように活用するかということ、水資源は輸入もできないわけですから、私は一つの定住圏の考えに入っているのだらうと思ひます。したがつて、水の不足するときにどんな人がふえるというののも当たらぬはずでございませうから、そういう水の問題を定住圏との関連でどのように判断しておられるか、簡単にいいですかひとつお答えをいたしたい。

○説明員(白井和徳君) 短期的には非常に去年の北九州みたいな問題がございします。で、広域的な利水というものはある面では関係省庁調整の上やらなければならぬと思ひますけれども、超長期的に考えれば、やはり一人当たりの水の賦存量と申しますか、これは確かに先生御指摘のように、各地域によつて大分差がございします。したがつて、われわれといたしましては長期的にはやはり水資源の豊かなところに多くの人が定着できるよいうに、そういうような政策を担保していくことが必要じゃないかというふうに考えております。

○片山正英君 国土庁にばかり聞いては、実はいけませんので、最後にお伺ひしたいのは、実はこういう計画を本当に地にちやうがつたように推進

していただきたいのが私の願ひなんです。

そこで、たとえば経済企画庁では、この前公共投資七カ年計画二百四十兆というのを策定をいたしました。そして、これも閣議の決定を経たはずであります。これと定住圏との関係があるのかないのかというのが、私一つ疑問に思つたんです。実は、そこまで検討する余地はなかったのかもしれぬという気もしておる。

そこで、それとの関係があつたのかないのかひとつお伺ひしたいのと、もう一つは、国土庁自身がこの定住圏を推進するための資金計画、投資計画、こういうものを私はおつくりになつて、そしてそれを一つの指導理念として数字を示すべきじゃないだらうか。そうしなければ、どうも單なるうたい文句にすぎないのじゃないだらうかという気がしてなりません。たまたまこの前のアメリカにおける大平総理の談判の中で、いかなる議論も要りませんと、数字で示すのが本場の態度で、というのを総理みずから言つておられたのを聞いて、私もそれをまねるわけではありせんけれども、そういう投資的なもの、これが私は決め手になるんだらうと思ひます。そういうものをおつくりになつたのか、あるいはこの七カ年計画との関係で何か検討されたのか。もしつてないとしたら、いかでございませうか、お伺ひします。

○説明員(白井和徳君) 新経済計画で、七カ年で社会資本投資累積額二百四十兆円という点が経済計画の基本構想で述べられております。三全総でも、今後安定成長というところで経済成長率六％程度を前提といたしまして、政府固定資本形成ベースでございしますが、約二百四十兆というところで十カ年の社会資本投資を担保するということを述べております。したがつて、三全総における投資規模と、それから経済計画におきます七カ年の投資規模との間には十分調整をとつておるわけではございます。したがつて、その辺は調整はとれていっているというふうに御理解いただいて結構だと思ひます。

それから三全総は、御承知のように、経済計画と違ひましてある程度長期にわたるものでございまして、資金のそれぞれ事業別の配分については触れておりません。で、投資の方向につきましては、これは文章表現でございまして、重点的な方向といたしまして、地方定住を推し進めていくことを一つの大きな投資の重点配分の方向にしております。それから国土の管理とか、あるいはエネルギー、住宅、こういう問題についての投資の重点方向ということで触れております。

国土庁といたしましては、したがって資金配分につきましては、新経済計画の基本構想にございまして数字につきましては十分関心を持っておりますし、企画庁それから林野庁とも調整された数字と、それで三全総の趣旨に沿っていると、こういうふうな理解しているわけでございます。

○片山正英君 ちよつと時間がないので本場にまづいのですが、いまの二百四十兆というのは経済企画庁の七カ年計画ですね。

○説明員(白井和徳君) はい。

○片山正英君 いまあなたのおっしゃった二百四十兆という国土庁のやつは、十カ年計画と言いましたか。

○説明員(白井和徳君) はい。

○片山正英君 それは内容は違ふんですね。

○説明員(白井和徳君) はい。

○片山正英君 じゃ続けますが、それと、私は結論から申しますと、やはり山村に対する位置づけをもう少し明確にしたい。何か、もやっとしてはいかぬからぬという程度なのか、もやっとしていいからぬという程度なのか、

そこで、私はやはり課題としては、山村の定住条件の整備は何なのだと、それから具体的に言えば、人口の定住を図ることを基本目標としてどうするんだらうか、これを明確にしたい。そして、できれば資金的にもびしやっといかに決まっていますけれども、構想的に打ち出し

と、どうも何か悪いところいい目標はあるんだけれども、数字との関係、それから今後の基本的林野庁の態度、農林水産省の態度というものに対して何かこう割り切れない、力が入らない。それが、いま林野庁が非常に苦しんでいる私は根本原因だと思つてゐる。ですから、その点、ちよつと総合的に判断できる国土庁に、ひとついいところの御答弁をお願いしたいと思つております。

○説明員(白井和徳君) 先ほどの数字の問題で、三全総が二百四十兆、それから七カ年計画で二百四十兆、同じ数字じゃないのじゃないかというところで、まさにそうでございまして、新経済七カ年計画ではこれは用地費が一つ入つてゐるわけですね。それから、いわゆる五十三年度価格になつてゐます。ところが、三全総におきまして二百四十兆というのは国民経済計算上のいわゆる数値でございまして、用地費が入つておりません。それから、価格が五十年価格でございまして、したがって、直ちに直接比較するわけにはいきませんけれども、換算すれば大体調整はとれてゐる、かように申し上げたわけでございます。

それから、三全総について林業なり山村のもう少し具体的な位置づけをしろと、こういうことでございまして、何せ長期的な計画でございまして、それでやはり数値につきましてはある程度担保できるものを中心にして出しているわけでして、そういうようなものにつきましては、具体的ににはやはり経済計画等でもって明らかにされるのが適当ではないか。

それから、山村の具体的な位置づけにつきましては、山村振興課長が来ておりますので、ひとつ答弁させていただきます。

○説明員(羽鳥博君) 山村の定住条件の整備につきまして具体的な推進についてお尋ねと考へますので、私の方からお答えいたしますが、御承知のように、山村振興対策につきましては、昭和四十年山村振興法が制定されました以来、振興山村に指定されました市町村を対象に、産業基盤の整備とか、あるいは生活環境の整備、こういった

面におきます他の地域との格差の是正を図る、こういうことを目的として実施されてきたわけでございまして、四十年から第一期を進めてまいりまして、四十七年度から第二期を進めてまいりまして、進捗しておりますが、間もなくこれも終了するという段階にありまして、これから審議会の意見なども尊重いたしまして、第三期の山村振興対策を推進してまいりたいというふうに考えて、昭和五十四年度予算に国土庁といたしましては所要の経費を計上しております。

今後の山村振興対策の方向といたしましては、審議会の意見書にもありますとおり、山村と他の地域との格差の是正を図るとのこと、それから先ほども御議論ございましたように、山村の農林産物の供給とか、あるいは国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全と、こういった重要な役割りを山村が果たしておるわけでございまして、そういった役割りをさらに一層推進するというために、山村におきまして定住条件の整備を進めまして、人口、特に若者の定住を図ることを基本的な目標として推進したいというふうに考えておるわけでございまして、そういう基本目標に照らしまして、農林業等の産業基盤の整備とか、あるいは交通、通信、医療、教育、文化、こういった生活環境の整備、こういった各種の施策の拡充強化を図つてまいりたいというふうに考えております。

今後とも関係の各省庁の協力を得まして施策の拡充強化に努めてまいりたい、かように考えておるわけでございまして、

○片山正英君 じゃ、最後に要請だけを申し上げます。

私は、定住圏構想の中を読みまして、地方の定住推進のための基盤整備に必要な投資は重点にする、これが第一番目に書いてあるんです。それを果たしていただきたいんです。それを受けて、私は山村振興課が基本的にやってもらいたい。いまだに人口は定住していません。どんどんどんどん過疎化になっているのは山村だけです、いま

や。ですから、人口定着というものをもう少し目標に置いて整備をしていただきたい、こう思ひます。

それから、林野庁に關係したことが二つ触れてあります。流域単位として水の問題に触れまして、水は何も山の人が恩恵をこうむるんじやなしに、都市の人がやつてゐるんですから費用分担方式を確立しない、そういうことを検討なさうとたつておりますね。それが閣議決定になつております。それからもう一点は、レクリエーションの整備、これを森林の目標の一つとして整備をしない、これも閣議決定になってゐます。ですから、これは林業の大きな側面をとらえておつてゐるんですから、これは今後林野庁にこれから引き継ぎますが、林野庁がたまたま長期需給計画、資源基本計画をいま策定中でありまして、それに反映するように私は国土庁にもお願いもする、林野庁にもこれからその点の質問を開始をしたい、こう思つてゐます。国土庁は以上であります。

それでは、森林の資源基本計画と林産物需給長期見通し、林野庁関係について、いまの定住圏構想に触れながら御質問をいたします。

まず、第一点の基本計画の考え方、これは当然高度成長から変わったんですが、考え方とスケジュールをごく簡単に答えをいただきます。

○政府委員(荻原義邦君) 考え方とスケジュールという御指摘でございまして、考え方につきましては、まず資源の基本計画でございまして、これは単に森林資源がその機能を高度に発揮し得るよう整備を図るといふ、木材を中心にしたしました機能だけではなくて、いまも御指摘になりましたようないろいろな公益的機能、そういうものも十分含めた高度発展という考え方から、この現行計画と同じような形で基本的な考え方を打ち出していきなさいと思つておりますが、そのほかに他の国土利用計画等、国でつくりましたいろいろな関係する計画がございまして、そういうものとの整合性。それから林道、造林等、目標数値が

現在も出ておりますけれども、こういうものの進度の見直し、それから公益的機能あるいは木材の需要の多様化、こういうものを重視いたしました森林施業の検討、それから労働力の充足可能性の検討、こんなものをさらにいろいろと検討いたしました、これらの目標の達成を図るための施策の方向と申しますか、そういうものも盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、需給の見直しでございますが、需給の見直しにつきましては、先生さき御指摘になりましたように、外材との関連もございます。したがって、世界の木材需給の動向、あるいは海外産地国の資源の内容及び森林施業、輸出施策、こういうもの、それから外材と国産材、あるいは木材と非木材、こういうものの競合関係、こういうものを把握いたしましてさらにその関係を分析し、林業関係、あるいは林産業関係の方々が指針として有効に機能できるような長期見直しになるように努めていきたいというふうに考えております。そして、このスケジュールといたしましては、五十四年中を考慮しておるわけでございまして、

○片山正英君 私、あちこちで懇談したり、民間の人あるいは有識者の人と話すことがあるんですが、そのときに一番この長期計画あるいは資源基本計画について林野庁にこうしてもらいたいな、あというものを三、四点ほど申し上げて、御意見を伺います。

まず、資源基本計画長期見直しというのは、従来は国民所得とのバランスとかそういうもので、過去の類推をずっとはかって大体推定してきた。もちろん、いろいろな問題もありませんからそういうものを加味はしましたが、おおむね過去の推移と、国民所得がどう伸びるんだろというようなことを類推して、大体需給計画を立てたと思っております。しかし、これを立てたときは高度成長時代でございましたが、いまやまさしく低成長時代、そして資源有限時代と福田前総理もかつて言われたように、そういう角度から基本的に見

直さなければならぬという時代に突入をしております。したがって、過去の類推というものは、それほど重要指針に見えない。一般の人は、それを類推したからということで、期待感が持てないような気がいたします。

そこで、どういう点を明確にしていただいたらいいかと、それを申し上げたいと思うのは、まず第一点は、木材供給面におきます相手国のあり方。米材、南洋材、それからソ連材、ニュージーランド関係ですか、四つぐらいの大きな輸入国、相手の国の姿はどうなんだろう、どのようにそれが日本の輸入に関係するであろうか。先ほど村沢委員も言われましたように、ある国によつては、もう十年もたつとわからないのではないかと、もう不安感すらあるんじゃないかと昔聞かれてさうおられます。したがって、そういう国別の供給と需給をどう考えていくか、これは明確にすべきだと思ひます。当たらぬかたは別です。あくまで努力をして、それは明確にすべきじゃないだろうかと思うのが第一点。

それから第二点は、これは木材需要関係です。これも、やはり高度成長の中で一つの類推を行われたのですが、いま木材の需要の最重点はやはり住宅でございますから、それも林野庁に限る限り木造住宅でございますから、したがって、これとの関係をもう少し需要面において明確にすべきだと私は思ひます。したがって、これは建設省あるいは通産省、大蔵省も入った需給委員会というのがつくられておるのは、そこに私は意義があるんだと思ひますだけに、これを明確にしていきたいと思います、これが第二点であります。

それから第三点は、森林資源の整備の充実、そこを明確にしなければならぬ。そこで、ただ一般に森林という中にも、保安林だ何だといういろいろありますから、たまたま林野庁は森林の目的別調査と申すことを、たしか二百ヘクタールか四百ヘクタール単位に細かく調査されたはずであります。そういう調査から、この森林は何をやつたらいいかというのをたしか御検討されたはずでござ

います、いま手元になれば仕方ありませんが、もしございましたらその結果はどうなんだろう、それをどのように理解されておるのかというのを、お伺いしたいと思ひます。そういう森林資源の本当のあり方、それを明確にしていただいたらい。単なる伐期は何年でございましてよというだけの指導では困る。私は、そこはもっとも地域性を含めて明確にしていだきたい。それが第三点。

第四点は、先ほど国土庁の定住圏構想、いわゆる水とレクリエーションの場、あるいは山村重点方針も国土庁は言っておるのですが、水とレクリエーション等の機能というものを今後森林に相当期待される。それに対して、やはり私は森林資源基本計画の中に織り込まれるべきではないだろうか。

こういう以上四点、意見を申し上げて御意見を伺いたい。

それからもう一点、林産物需給長期見直しでございまして、木材だけじゃなくていいんじゃないだろうか。私は、木材と云うと普通の用材を言っているわけですが、シイタケ原木林、これはどっちの方に入るのか。薪炭の方に入るのか、木材の方に入るのかわかりませんが、シイタケがいまや農家の所得のおおきい部分を占めておるわけですから、重要な林産資源であります。それもあわせ、林産物でありますから御検討いただいておりますのか、それを出していただけるのか、その点をあわせお伺いをいたしたいと思ひます。簡単によろしゅうございしますが、ひとつお答えいただけます。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生から、木材の需給の長期見直し等についての考え方の基本的な御指摘、五点はいただいたわけでございまして、先ほど私が御説明申し上げましたものの中の一部入っております。

と申しますのは、世界の木材需給の動向とか、海外産地国におきます資源内容とか、あるいは国産材と外材、あるいは木材と非木材の競合

関係、こういうものは先生の御指摘の中に入っておりますので、過去の類推よりも相手国のあり方を明確にという御指摘でございますが、これは当然われわれもそう考えておりましたが、いま申し上げましたように、海外の産地国におきます資源の状況なり施策の状況、こういうものは十分判断して対応しなければいけないと思っております。

それから木材の需要関係、当然これは木造住宅を中心いたします木材の利用というものがどうなってくるかということでございますし、木材と非木材の関係、あるいは国産材と外材との関連、この辺を十分的確に把握し分析する必要がありますというふうに私も考えております。

それから、資源の整備の充実でございますが、これにつきましては、全国森林計画をつくる際に、先生御指摘になりましたように、四百ヘクタールのメッシュを全国に切りまして、それ別に機能別の森林の整備の目標をつくったわけでございまして、ちなみに申しますと、木材生産機能と、それから水源涵養機能、山地災害防止機能、保健保全機能、この四つに分けておりました。木材生産機能としては、総数としてはたとえば千七百五十七万四千ヘクタールの森林がこれに該当する、あるいは水源涵養機能とすれば千八百八十六万四千ヘクタール、保健保全機能につきましては三百三十一万六千ヘクタール。これはダブる面がございまして、足して森林面積よりふえておりますけれども、そういうふうなメッシュによりましてそれぞれの森林の機能を分類したわけでございまして、こういうものも十分に勘案しながら、今後の需給の見直しは考えていかなければいけないと思っております。

それから水の問題、これも当然でございますし、またそれに関連いたします保安林の問題がございまして、したがって、そういう保安林制度を中心いたしました水との関係は十分配慮しながら

ら、需給の見通しというものを立てていかなければいけないというふうに考えております。

最後の特産の問題でございますが、現段階では、従来も入れておりませんでしたし、私どももいまの段階では考えておりませんでした。先生は御指摘もございまして、その辺については十分検討してまいりたいと思っております。

○片山正英君 そうすると、大体シタケ原木については今後検討して一つの需給見通しを立てていただくということで、あとの四点は大体御理解をいただいた、そのような方向で作成していただく、こう理解してよろしゅうございしますね。

○政府委員(監原義邦君) おおむね、先生の御指摘のような項目を入れた中で検討していきたいと思っております。

○片山正英君 それじゃ最後に、それと関連するのですが、結局私見ですと、山村というのはいまだに定着しない、人口は過疎化する。いま過密過疎対策というのは確かに政府の大方針でもありますが、いまだに定着しない。それは何かというと、山村に仕事がないというのですよ。ないのじゃなしに、あるんだけど、やるだけの体制になつてない。そういう意味で仕事がない、基盤整備も非常におくれております。林道一つとっても、諸外国から見ればヘクタール当たり三分の一にしかついていないという貧弱な基盤整備ですよ。それから環境整備もしかり。したがって、そういうふうには整備すべきものがたくさんあるんだが、それができないがゆえに非常に不遇になつておる。

私は、日本は土地は狭いのですから、人間の住む土地のバリエーションを大きくする、そういう政策があつてしかるべきだと思います。そういう意味から山村に対する投資、こういう問題を基本的に私は掘り下げていただきたい、そしてぶつけていただきたい。国土庁はその用意はあると先ほどのあれで私は解釈をするわけでございますが、そういうことを通じてこそ、林業の明るさというものがもう一遍見直されるような気がしてなりません。林業

という、あるいは山村というものは、まだまだ活用すべきものが十分にあります。残念ながらいまのところでは、先ほどの数字でも示したように、建築費は大変上がつても木材は上がらない、生産費は三倍も上がっている。その中で呻吟しているのが実態でございますから、そういう投資関係をもう一度ぜひ見直していただきたい、こう思います。

時間がありませんから、ちょっと続けるわけにいかないんですが、あと二、三点になつてしまつたんです。実は時間があと十分しかないんですが、木材生産量、それから木材造林量あるいは林道開設量、これが昭和四十五年を基準にしますと、国内生産です、伐採については四千六百万立米が三千万立米にダウンした、造林が三十五万ヘクタールから二十万ヘクタールにダウンした、林道は四千八百キロメートルから三千五百キロメートルにダウンした。四十五年から五十二年の間、こういうふうなダウンした。このダウンしたというところは、計画とどう関係になっているのか。計画を達成してダウンしているのか、計画よりかはるかに下がっているのか、この実態をお知らせいたしたい。

それから、間伐材、低質材、これが林野庁が期待している間伐材の処理、低質材の処理と現状とはどうなっているのか。

この点だけを、ちょっと簡単にいいですからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(監原義邦君) ただいまの全国森林計画との関連でございしますが、計画と実行の対比でございしますが、伐採につきましては大体七六%、それから人工造林量につきましては七八%、林道開設につきましては三六%、大体そういうような形でダウンしております。

○片山正英君 やはり具体的に投資計画は非常に減つておる。やはりこの辺の認識を、先ほどの總体的な、マクロ的な観点からもそう言えるわけですが、具体的な実態もそうであります。したがって、この点は農林水産省として本当にほかの水産

も大事です、お米も余っている、二百海里も大事だと思ひますけれども、外国と素っ裸で競争しているこの林業の特殊性についても御理解を賜つて、私は投資計画を明確にさせていただきたい、それがなければ輸入制限をやつていただけない、どちらかでありませう。そうしなければ林業は成り立ちません。山村は成り立ちません。それをまず要望して、あとはちょっと簡単な一、二の問題について触れます。

それは、間伐材の総合対策というのを非常によくやつていただいている。ただ、ちょっと一つ問題点があるのは、間伐材安定流通促進パイロット事業というのを間伐材の総合対策の中でやつておる一つの事項であります。ところが、これがどうも地方へ行くと余り評判がよくない。なぜかという、これは一県、県を単位として一割以上損をした場合に、一割といつたら九〇%ですな、初めてそこまでは補償するという、県一本ですな。だから、一割は完全に損しないといふことなんです、その県全体として。路線ならわかるんですけれども、県全体として。そうなるので、それから、県連として、これはたまたま、そういうことを続けたら破産してしまつたらぬ、ない、これが実態のようなんですけれども、実は時間がありませんから後で結構ですが、この状況がどうなのか。私は再検討の余地があるんじゃないかと、こう思つておりますので、これは時間があるから答弁を要りません。ひとつ御検討いただきたいと、こう思つております。

それからもう一つは、間伐材をもう少し度宜に伝していただきたい。たしか三十年ほど前は木材がありませうから、植林もありませうから、間伐材なんというのには余りなかつた。したがって、木材の制限をした。足場丸太には使わぬでもいいよというふうな制限をしてきたことも事実でしょう。しかし、いまや間伐材は余つてしまつた。林野庁の計算によると五百六十万立米毎年出てくるんだと。恐らくその半分も使つておらないでしょう。私の推定だと、二割じゃないかとさえ

思つていんですが、しかし林野庁の統計によると半分近く、四割ぐらい使つていっているといつておりますが、しかし六割はまだ全然未定だと。したがって、これの打開を今後考えていかなければならぬ。

これは労働省の人来ておられまじょうか。——お伺いしたいのですが、足場丸太というのを御存じだと思ひます。建築をするときに昔よく使つておつた。それがいま何か、地方を回りますと使つちやいかぬという指導をしている、基準局で言つていふところなんです。しかし、そんなことはないだろうと言つて、私、帰つてきて調べますと、使つちやいかぬとは書いてないやうに思ひます。しかし、指導はどうも厳しい。使つちやいかぬといふことに実態はなつていふやうです。私、私は身近にそういう話を聞かされるわけです。そこで、何とかその間伐材を使つていただきたい。確かに三十年前は間伐材があまりありませんから使う必要はなかつたが、いまは本當に使つていただきたい。

そこで、いま労働省ではやめろと言つておるのですが、内容を見ますと使いくいような規格なんです。たとえば、間伐材を使つても、足場に使う場合には一寸板の厚い四十センチ幅の板をずつと足場に置きなさいという、こういうことが前提であるならば、これは使いくいようないわけです。ですから、私は、三階建て、四階建てにそんなことを言つていふわけじゃありませんが、せめて二階建てぐらいの木造住宅のモルタルを塗るとか、ペンキを塗るとか、といふをつけたらいいやうなところがあるでしょうが、平家、二階建てぐらいまでについては間伐材で組んだ従来の足場丸太のやり方、これは安全の点が問題だといふのならばもう少し検討しなければならぬと思ひます。そういう点のいわゆる間伐材中心の足場丸太の建築に対する需要、活用、これを日本全体の立場から、安全ももちろん考えなくちゃいかぬと思ひますが、不可能な規格を幾ら言われてもそれはできません。したがって、その点はぜひひとつ御検討いただきたい、こう思ふのでございしますが、お答えをいた

だきたい。

○説明員(津沢健一君) 先生御指摘のように、確かに木材資源の有効利用ということも大切でございいます。私どもの規則では、御案内のように丸太足場そのものを禁止しておりません。ただ、従前のような使い方をただにこだわることなく、安全で使いやすいつつ構造とか組み立て方法というものの研究開発がさらに必要だと存じまして、そういった方法の研究開発を踏まえながら、先生が御指摘になった御趣旨に沿うように検討したいと存じます。

○片山正英君 御検討いただくそうで、大変ありがたと思います。本場にござらんになっていただくとわかるのですけれども、大して高いところじやないですから、決して危なくないと思うのです。非常にうまく組んで、昔ながらのこれはやり方ですから、ぜひ御検討いただいて間伐材が利用できるような御高配を賜りたいと、こう思っております。

それから、もう一つお伺いしたいのは法律からでございますが、今度林業改善計画というのをおつくりになった。そして、それによって恩恵の措置を与える融資をしていただく。もちろん合理化計画もございいます。

私、聞きたいのは、改善計画と森林施業計画というのがございいます。この森林施業計画も県の認可を得て、場合によつたら大臣の認可を得て、一つの税制等を初めとする恩恵措置があるわけですから。この森林施業計画と林業改善計画との相違は何なのかというのが第一点。

それから、あと私は四分しかありませんから、これで終わりたいと思いますが、続けてもう一つ質問しますが、その改善計画と森林施業計画との相違点。それから一番心配するのは、森林施業計画というものは、たしか私の記憶では、材積成長最多の伐期齢というのが基本であります。木材が一番太るときにお切りなさいよ、平均成長最多の時期とさ言います。それを一つの基本にして、それから五年でしたか、十年でしたか忘れまじした

が、上下多少のバランスがあつて、それによつて一つの計画が立つ、これが基本であります。量産第一主義であります。しかし、いま振り返つて見ますと、私は民有林も超伐期に大分来ているところがあると思う。それは労賃の関係もあるでしょう。あるいは利用の関係もあるでしょう。カラマツなんかは、短い伐期では利用にならないんだという樹種の関係もあるでしょう。いろいろな関係がありますから、私は、それは成長最多の時期の伐期というものを中心に置く必要はないんじゃないだろうか。もう少し伐期の検討が必要な時代にいったんじやないだろうか。

具体的に言うとうと、地域的な特性をもう少しあらわすべきじゃないだろうか、地域地域の。利用であれ、労務であれ、価値生産であれ、地域の特徴を把握すべきじゃないだろうかと思つておるわけでありまして。過目打ち合わせますと、大体そのうい趣旨を林野庁も十分配慮するように承つておりますけれども、念のためその点だけを一つお伺いをして、時間があればもう一点伺いたいんですが、なければこれでございまして、その点をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 初めに改善計画と施業計画との関連でございまして、先生十分御存じかと思ひますけれども、施業計画というのは、森林所有者の森林に着目いたしまして、これは地域の施業計画に準じましてその施業の合理化、計画化をその中に盛り込んだ森林の保護培養と森林生産力の増進というものをねらひにいたしまして計画でございいます。一方、今回出してあります法案の中にございまして経営改善計画、これは個別の経営体に着目いたしまして、その経営の改善、発展をいかに促進するかというのをねらひにいたしております。したがつて、そのねらいという点につきましては完全に違つてございいますけれども、一つの森林を、片一方では資源の整備という面から着目した計画、片一方は経営の改善という面から着目した計画、こういうものはある点ではやはり両々相まちながら今後の森林経営

皆に対応していかなければいけないというふうに考へておりますので、今回提案いたしておりますこの改善計画につきましても、当然個別のそれぞれつづつおられます施業計画というものと、十分整合性というものは照らし合せてわれわれとしても考えざるを得ないというふうに思つております。そういう点で、両計画は最終的には重複するという考え方が取り得るのではなからうかというふうに思つております。

それから、森林計画制度の中におきます伐期の問題を御指摘になりましたけれども、確かに樹種あるいは地域によりまして、標準伐期齢というものを決めるにはいろいろ問題のあるところがあるかもしれません。ただ私どもは、この標準伐期齢というものは地域施業計画、森林計画をつくるときにその中に盛り込む一つの基準でございまして、さらに個別に森林所有者が施業計画をおつくりになる場合には、それぞれ適正伐期齢という形で、その森林所有者がどういう森林の仕立て方をしたいのかという森林所有者の意向あるいはその地域におきます木材の利用のあり方、こういうものを勘案いたしまして適正伐期齢を決めております。したがつて、個々の森林について見ますと、必ずしもその適正伐期齢というものとそれから標準伐期齢というものは合致いたしておりませんけれども、そういうことで、地域に合った伐期というものを定めながらそれぞれ計画をつくつていただいておりますので、先生の御指摘のような点は実態としては生じてはこないであらうというふうにわれわれは考へております。

○片山正英君 せっかくのいい金融制度ですから、余りしちめんどくさくやつちやつてうまくいかぬとまづいなどと思つて質問したら、そういうことはないということでございますからありがたいわけ、そうしていただきたい。

最後に一つだけ、合理化計画の内容の中で、合理化計画は団体等を経て融資するという、団体等なんです、この等というのは何を指しているのか。木材市場は当然入つていられるでしょうね。それ

から、非常に大きな組織的にやつている造林個人業者は入りますか、入りませんか。あくまで団体なんです。その辺、団体等の範囲でございいます。これをお伺いします。できるだけ幅の広いものを期待します。

○政府委員(藍原義邦君) いまの先生の御指摘によつとよくわからないのですけれども、造林関係ですと、いまのこの改善合理化計画ではなくて……

○片山正英君 間違えました。素材生産です。

○政府委員(藍原義邦君) 素材生産ならわかります。素材生産は当然入つてまいります。

○片山正英君 個人でいいんですね、団体でなくで。

○政府委員(藍原義邦君) 運転資金については団体でございいます。設備資金については個人でも結構でございいます。

○片山正英君 それは市場もですか、市場もそうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 市場も当然でございいます。市場の場合ですと主体は設備資金の方が多くなるのではなからうかと思ひますし、設備資金であれば個人でも結構でございいます。

○片山正英君 もう一遍。

そうすると、運転資金については団体以外にはだめということですか。その辺、検討の余地があるんじゃないですか。

○説明員(佐竹五六君) 団体と申しますのは、特段の法人格等がなくとも、規約の定めがあつて、その借り受けの主体としてふさわしい資格が備えてあればよろしいと、こういう考え方でございまして、これはこの制度全体の運用といたしまして、素材取引につきましてもできるだけ共同取引を推進して、しかも長期的に素材の流通を安定化せしめると、こういうねらいが一つございいますものでございいますから、やはりある程度共同してその借り入れの主体になつていただく。現在の素材生産業者あるいは製材工場等の実態から見まして、そのように運用することがこの法律のねらい

を買きます最もふさわしいものだと考えておりますが、決して非常にかたくなことを考えているわけではございませんので、やはり現地の実態に合ったように、必ずしも法人格がなくてもそれは差し支えない、かように考えておりますので、実際に即した運用をいたすようにしてまいりたいと考えております。

○原田立君 現在、わが国林業は、戦前、戦後を通じて最も厳しい状況下にあるのではないかと考えるわけですが、生産量、価格面などから考えてみても明らかであります。このような状況を生み出した要因は一体どこにあると考えているのか、まずその点について明らかにしてもらいたい。

【委員長退席、理事山内一郎君着席】

○政府委員(宮田輝君) 先ほど来いろいろお話がございましたけれども、最近のわが国の林業をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがございます。木材需要の伸び悩み、また外材の進出、経営コストの増大等によりまして、林業の収益性は著しく悪化していると言わざるを得ないわけでございます。特に木材につきましても、農産物と異なりまして自由化されている品目でございます。また、関税もきわめて限定的な形で設けられているにすぎませんので、近年の円高基調もありまして、価格と需給面で外材の影響を強く受けていることは事実であると思っております。このために、森林所有者等の林業経営意欲が減退いたしましたして、伐採、造林その他の林業生産活動は著しく停滞しております。その結果、国産材の生産、加工、流通を担う事業体もまた弱体化しつつあるということが言えるかと思っております。

○原田立君 先ほど渡辺大臣の答弁の中で、原因をしっかりと見詰めて振興策を図る、国産材の円滑化を図っていくんだと、こういうふうなことの答弁があったわけでありまして、原因をしっかりと見詰めて振興策を図る、これは当然なことだと思ふんですが、国産材の円滑化を図るというのは具体的に一体どういうことですか。

○政府委員(藍原義邦君) 国産材ということになりますと、まず一番先に頭に浮かびますのが山にございまして森林、いわゆる立木でございます。この立木が伐採されて、そしてそれが製材にかかると、そしてそれがまた市場等を通じて住宅その他に利用される、そういう観点から国産材を円滑に運搬するためには、林業とそれから林産業、こういうものを一体にして活発にしなければ国産材の振興は図り得ない。

そういう意味から、国産材が山に立つておる木から、下で木材として利用されるまでの過程を円滑に材として流れていくようなあり方、そういう方向をとるような振興をしませんと、林業も国産材を中心にした林産業も発達進歩しないというところで、そういう意味から大臣も言われたと私理解をいたしておりますが、林業、国産材を振興するためには、俗に私どもも川上、川下と言っておりますけれども、山の上から山の下までが一体になった施策を講じませんと国産材は振興しない、それが円滑な今後の国産材の振興というふうにわれわれ理解いたしております。

○原田立君 非常に抽象的な言い方なのでよくわからないんですが、本法案の具体的な問題、指針する前に、林業に対する基本的施策について見解を伺っておきたい。

まず初めに「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」は、昭和九十六年度を目途に、実情に合わせ十年間を区切りとして見直すことになっておりますけれども、当面の目標である五十六年度の森林資源の整備目標はどのような実態と判断しているのか。人工林あるいは天然林の整備状況等もあわせてお伺いしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘の五十六年度に對しまして、整備の状況を申し上げますと、人工林の目標面積は千五百七十七万ヘクタールでございますが、これに對しまして五十二年四月一日現在では九百三十八万ヘクタールということになっておりまして、その達成率は八十一パーセントでございます。

います。それから、蓄積について見ますと、五十六年度目標に對しまして、五十二年四月時点では達成率は人工林では七六パーセント、天然林では一〇〇パーセント、合計いたしまして九〇パーセントのことになっております。それから、天然林の整備の目標につきましては、五十六年度で三百五十六万ヘクタールというふうになっておりますが、これにつきましては、大体九〇パーセント達成しておるという状況でございます。

○原田立君 人工林の整備を考えてみても、かなり厳しい状況下にあると判断するのが一般の見方でありまして、よほど力を入れて取り組まないと達成できる目標ではないと思ふんであります。所見を伺いしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど来御議論が出ておりますけれども、この基本計画に盛り込ます整備の目標、これにつきましては、私も今後資源の基本計画あるいは需給の見通し等あわせて検討を進め、今後のあり方についてはどうあるべきかというところをいろいろな角度から検討し、改定をする作業を現在やっております中でございます。

○原田立君 いろいろのことを考えて作業していただかないで、まさしく非常に抽象的な言い方で、もう少し具体的に言ってもらえないと答弁になりません。再度、答弁を求めます。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘のように、具体的にでないという御指摘でございますが、ただいま林政審議会の中に部会をつくりまして、いろいろなデータを事務局から提出いたしまして御審議をいただくという過程でございます。いまの段階では、どういう方向でどうなるかということとは申し上げる段階まで至っておりませんので、御了解いただきたいと思います。

○原田立君 また林政審議会が出て、先ほどから何度もそのことについて指摘があったわけなんですけれども、おたくの方で原案を出すんですから、林政審議会の方に余り遠慮しないで、ここで、委員会できちんと言うたらどうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 基本法によりまして、資源の基本計画なり需給の見通しは林政審議会で見詰めて伺うことになっておりますので、私もその法律の精神に従って対応してまいりたいと考えています。

○原田立君 この基本計画及び需給の長期見通しで、十年間隔の需要量、供給量をそれぞれ明確に示してほしい。また、その場合の外材と国産材の比率はどのように見込まれるのか、明らかにしていただきたい。以上二点。

○政府委員(藍原義邦君) いま外材の比率、需給量という御指摘がございました。当然、私もこの計画をつくり出す場合には需要はどうなっているか、あるいは、それからそれに対して供給能力はどうなるか、それにはいろいろな因子、たとえば外国の状況等、それから、これからの木材住宅の状況等々判断して、その因子を組まなければいけないわけでございますが、そういうことを因子にいたしまして、需給というもののにつきましてもいろいろな因子から割り出しましたことができるだけ正確な見通しを立てていきたいということ、現在作業を進めておるわけでございます。

それから、自給率の問題につきましても、国内にはすでに相当な面積、約九百万ヘクタールを超えた造林地ができております。これらも、ことし植えたものも五十年ぐらいたてば切れるわけでございますし、すでに昭和二十年代からずっと植えてまいったわけでございまして、そういうものが今後どういう形で伐採に到達し、どのくらいの量になるかということも十分算定し、現在の状況から判断いたしまして、自給率が現在以上に急激に下がっていく形ではなくて、将来を見通せば、自給率は趨勢としては高まっていく方向に最終的にはなるのではなからうかというふうに判断いたしております。

○原田立君 質問をした条項に答えてもらいたいですよ。十年間隔の需要量、供給量をそれぞれ明確にしてくれと、こういうお願いをしているんです。

○政府委員(藍原義邦君) そのあり方につきましては

○政府委員（藍原義邦君） 骨子の中身を申し上げますと、内容としては、林業経営の改善に關します基本事項といしましては、森林所有

したがいまして、長期的に見ますと、わが国の木材輸入環境は今後困難性を増すものと考えられます。また、今後国内需要に見合った供給の確保を図るためには、基本的には国産材の振興によつて自給率の向上を図りますとともに、発展途上国の森林育成のための技術協力の促進、未利用樹の利用促進等による輸入先の多様化などを通じて外材輸入安定化を図ることが必要であると考えております。

輸入というものが、ある意味で國産材を圧迫しているという状況にもなっております。したがって、國內の需要に見合ったような形で安定的な輸入ができるような方途を考えていかなければいけないというふうに考えておりますが、その数字等についてどうなっていくかは、これから検討の中です。それから十年先あるいは二十年先を考えるわけでございまずけれども、逆に國産材の方を見ますと、先ほども申し上げましたように九百万ヘクタール

つて、森林所有者が自分の山を切りたがらないといひますか、そういう傾向がやはりございます。そういう観点とあわせて、絶対量といたしましては伐期に達した林分が少ないという点、この二点から伐採量が落ちてきておるといふうに思ひます。

それから、造林業の減退でございますが、これも人工造林を新しくするためには、その上に立つております木を切らなければいけません。ところ

が、やはり木林価格の低迷で、その上にございす前生樹を切らないということ、そういう観点から造林が進まないという方向が出ておりますし、また林業そのものの先の見通しに必ずしも十分自信を持っていただけないという観点からも、造林が進んでいないということが言えるのではなからうかと思ひます。

したがひまして、こういう問題を今後どうやって解決するかということになりますと、その解決方法とすれば、たとえば基盤整備の問題もございすし、また山村の生活環境の整備の問題もございすし、さらには外材の安定的輸入の問題もございす。林業のいろいろな施策を総合的に講じながらこれらの対応をし、今後林業が振興していく方向をとっていかねばいけないというふうな考へておる次第でございす。

○原田立君 わが国林業の衰退の大きな要因として、林業労働者の高齢化、労働力不足という点と、山村経済の立ちおくれという生活環境の発展の欠落が指摘できると思ひます。林業労働力確保及び生活環境の振興、発展に対する見解はいかがですか。

○政府委員(監原義邦君) 林業労働力は確かに高齢化しておりますが、非常に確保がむずかしいなっておりますことは御指摘のとおりでございす。私もこれからの林業を推進するためには、やはり労働力がなければ林業も推進できないわけでございます。その確保を図る万全の努力をしなければいけないというふうな考へております。そのため、従来から御存じのとおり林道、造林等の基盤整備をやりまして、作業現場の環境を十分整備していただくこと。それから、林業構造改善事業によりまして、その地域地域の林業の構造の改善を図っていくこと。あるいは生活環境の整備を図りまして、山村の生活をよりよくすること。それから、林業後継者の育成をすることによりまして後継者を確保すること。あるいは社会保障制度の一環となっております退職金制度の推進等の、社会保障制度を中心いたしました就労条件の改

善。こういういろいろな問題を総合的に推進いたしまして、今後とも林業労働力の確保には対応してまいりたいというふうに思つております。

○原田立君 いま長官お話のあったようなことで、若い人たちがぐつと引きつける魅力ある施策であると自負して、自信を持って言えますか。

○政府委員(監原義邦君) 林業労働を他の産業と比較いたしますと、確かに山村で働きますし、また作業現場そのものが林地でございすから、非常に傾斜等もあつて環境も必ずしも十分ではないということ。さらにまた、山がございすこと、これは山村でございす。したがつて、都会あるいは農村に比べますと生活環境も十分でない。そういう中で林業労働力を確保しなければいけない。そのためには、現在先生が御指摘になりました、魅力のある何か施策を講じなければだめだということ。御指摘だろと思ひます。確かにその辺におきましては、林業のむずかしさ、あるいは林業労働に対する青少年の認識を喚起するために非常にむずかしさがあることは、私も認識いたしております。しかしながら、そこがまた林業の特徴ではなからうかという気もいたします。

特に林業につきましては、木材生産だけではなくて、公益的機能というものを十分發揮させる必要がございすし、そういう観点から、他の産業等の就労条件に比較いたしましたいろいろな面でむずかしさはありますけれども、その中で林業自体でとり得る施策については、十分前向きで取り組んでいきたいというふうに考へておる次第でございす。

○原田立君 生活環境の整備という点については余り触れてなかつたんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(監原義邦君) 生活環境の整備につきましても、現在その制度をやっておりますし、さらに五十四年度からは新しい林業構造改善促進対策実験事業等におきまして、そういう内容を盛り込みました実験事業をやつてまいりますし、また、林業村落振興緊急対策事業というものと

し実施することにしたしております。こういうものがやはり山村の生活環境を整備する一つの施策でございすので、こういうものに力を入れてまいりたいというふうに考へております。

○原田立君 近年における林業活動は、外材の輸入増に伴い木材市況は低迷を続けており、造林や間伐など森林の管理は荒廃の一途をたどつていゝと見るのであります。造林の実績を見ても、昭和二十九年度の四十三万三千ヘクタール、三十六年度四十一万五千ヘクタールに対して、五十二年度ではもう実に二十万二千ヘクタールと、二十九、三十六年度のもう半分以下という実態であります。間伐についても、大部分の地域で間伐の重要性は認識しているにもかかわらず実効は上がらず、間伐対象面積は二百六十八万ヘクタールにまでふえていくわけでありすが、林業の振興、生産向上を図るには、この造林や間伐はますます重要な課題となつてくると思ひます。このような荒廃、低減の原因及び今後の対策をお伺ひしたい。

○政府委員(監原義邦君) 造林の停滞につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、やはり林業の収益性の低下、そのために林業所有者が林業経営意欲を低下したということ、これが非常に大きな原因だろと思ひますし、またそのほかにも人工造林地の対象地が旧薪炭林でございす。したがひまして、そういうものの価格が非常に輸入チップの増大のために低落しておると、そういう面で採算が合わないということから前生樹を切らない、そのために造林が進まないということが言えるかと思ひますし、またその対象地が奥地化されております。そのために立地条件が非常に悪い、そういうこと、あるいは入会林野がございまして、その権利関係が非常に複雑であつてなかなか造林しにくいというようなこと、こういうことと同時に、いまも御指摘になりました林業労働力の減少というような形から、林業活動というものが非常に困難になつておるのだらうというふうな考へております。

また一方、間伐についてでございすけれども、これは先ほども御指摘がございましたけれども、間伐の利用、これは丸太として利用するもの、あるいは製材として、製品として利用するもの、いろいろございすけれども、そういうものは需要が非常に低迷しておること、また間伐をするためには道路が必要でございすが、そのための林道あるいは作業道が十分整備されていゝないということ、それに間伐材の価格そのものも必ずしも高い値段でないために採算が合わないということ、こういうようなことが因子になりまして、間伐が推進していかないというふうに考へております。

これらの対策のためには、従来から造林につきましては補助あるいは融資、こういうことで対応いたしましてそれぞれの助成をしておりましてけれども、五十四年度にはまた新たに森林の総合整備事業という形で、市町村の指導のもとに造林を集団的あるいは組織的そして計画的に行ひます造林推進を創設いたしまして、造林の推進を図つていきたい。さらには、ただいま御審議いただいております農林漁業金融公庫の造林融資条件の改定、こういうことによりまして造林意欲を喚起していきたいと、そういうふうに考へております。

それから、間伐の問題でございすが、これは当然間伐をするためにはまず道路の問題がございす。そういう意味で、林道なり間伐林道あるいは作業道というもののについての開設の推進、それから保育間伐等に対しまして補助あるいは公庫の資金の融資、こういう問題、それから林業改善資金では間伐に対しましては特に無利子の間伐資金を貸し付けることができるようになっておりますし、こういうものの活用、さらにはこの間伐材をどう利用するかという需要開発の推進、そういうことを中心にいたしまして従来からも施策をしておりますけれども、さつき申し上げましたように、五十四年度からは造林事業の中に保育間伐、二十五年度までの保育については助成をするような体制をとつておりますし、そういう中で保育間伐

的なものは積極的に対応していただくというよう
なこと、それから林業構造改善事業の中にも、そ
れなり間伐の施設指標団地の設置等いろいろの施
策を講じております。

○政府委員(監原義邦君) 林業につきましては、
こういう資金制度と申しますか、金融制度という
のは、農業あるいは漁業に比べては確かににおく
れておる面があるというところは私も認識いた
しております。したがって、こういう制度は
今回がある意味では初めてだと申し上げてもいい
のではなからうかと思ひます。まあ、これは少
し性格は違ひますけれども、改善資金というもの
はすでにいたしておりますけれども、それはこれ
とちよつと性格が違ひますので、こういう性格の
ものは初めてだということに私も理解いたして
おります。

○原田立君 いまこう山に生えている木を伐採す
ると、そうするとまた次に植えていかなきゃいけ
ない。植えれば、また五十年ぐらいたたなければ
次が切れない。こうなると、だんだんその植林す
るのが奥地化していく。こうなると、どうしても
林道の整備ですね、これなんか、はつきりよくや
ってやらないと、魅力ある仕事というふうなわけ
にはいかないんじゃないかと、こんなふうに思ひ
んですけども、そこら辺のところはいかがです
か。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(監原義邦君) 林業を推進いたします
生産基盤として最も重要なのが、いま御指摘のと
おり林道でございます。そういう意味から従前
から公共事業によりまして林道の推進をやつてお
ります。さらには構造改善事業におきましても小
規模な林道あるいは作業道、それから造林事業に
おきましても作業道を含めた造林の推進というこ
とを現在も進めております。さらに、今後とも林
道につきましては、積極的な推進を図つて林業の
生産基盤の拡充を図つてまいりたいというふうに
思つております。

○原田立君 まあ、積極的にやるということであ
りますからそれを了とするわけでありませうけれ
ども、なおその点は十分にさせていただきたいと思
ひであります。

本法案の目的は、林業経営の改善と国内産木材
の生産・流通の合理化を図るために必要な資金の
融通に関する措置を講じようとするものでありま
すが、そこでお伺いしたいのは、過去にこの点に

ついて講じられてきた主な措置にはどのようなも
のがあったか、また今回本法案を提出しなければ
ならない理由をまず確認したい。

○政府委員(監原義邦君) 林業につきましては、
こういう資金制度と申しますか、金融制度という
のは、農業あるいは漁業に比べては確かににおく
れておる面があるというところは私も認識いた
しております。したがって、こういう制度は
今回がある意味では初めてだと申し上げてもいい
のではなからうかと思ひます。まあ、これは少
し性格は違ひますけれども、改善資金というもの
はすでにいたしておりますけれども、それはこれ
とちよつと性格が違ひますので、こういう性格の
ものは初めてだということに私も理解いたして
おります。

それから、今回この法案を提案いたしました理
由でございますけれども、先ほど来先生御指摘の
ように、国産材を中心にした日本の林業が
非常に停滞さみでございまして、非常にむづかし
い時期に現在立ち至つております。そういう時期
に、これからの国産材を中心にした林業
あるいは林産物を振興させるためには、林業とそ
の木を使つて生産いたします林産物、これらを一
体にして推進しなければ、これからの国内林業は推
進できない、あるいは国産材を使ひました産物は推
進できないという観点から、林産物とを一体に
した形で資金の融通というものを取り上げたわ
けでございます。

と申しますのは、やはり木は利用されなければ
切つてくれませんし、また切らなければ造林も進
まないという形になりまして、この辺の循環と申
しますか流れ、こういうものが山の上から下で木
材を利用する過程まで一つの流れとなつてスムー
ズに流れるような施策、そういうものを中心にし
てこの金融制度は考えられるのが適当であらうと
いう判断から、林業関係の資金それから新しくつ
くりました林産物関係の流通資金、こういうもの
を一体にしてこの法律といたしまして提案した次
第でございます。

○原田立君 本法案に記されている目的の内容
は、余りにも包括的かつ抽象的であるように私は
思ひます。そこで、本法案で言つてゐる
改善及び合理化の具体的な指標はどこにあるの
か、また本法案において措置しようとする重点は
どういふところにあるのか、お伺いしたい。

○政府委員(監原義邦君) ただいま御説明いた
しましたように、この法案の趣旨は、林業並びに
林産物で国産材を扱う方々を中心にしたしまして
その振興を図ろうということがねらいでございま
すし、特にそのためには、先ほども申し上げまし
たように、川上から川下まで一体にして施策を講
じる必要があるというふうなわれわれ考へてお
るわけでございますが、一番大きな問題点になり
ますのは、片や林業のためには、非常に長期の産
業でございますから、金融公庫からの融資という
ものの期間を三十五年から四十五年に延ばすとい
うような超長期の形にして、安心して金を借りて
林業を営んでいただける体制をつくりたい。

片や金融面におきましては、外材に比較いたし
まして、非常に取引条件その他が外材に比較いた
しますと不利な状況にございます。そういう関係
から、やはり木材の流通面におきまして取引その他
におきまして、共同化等を中心にした改
善計画、合理化計画等々つくつていただいで、ロ
ットを大きくした中で国産材の流れを仕組んでい
くべきではなからうかということから、国産材の
流通に關します流通資金あるいはそれに必要な設
備資金、こういうものを比較的低位で融資をして
いくと、そしてまた、融資したものにつきまして
は債務の保証もしていくという制度、この制度を
盛り込んだこと、この二つがこの法案の大きな柱
でございます。

○原田立君 本法の資金枠によつて、本法でいう
ところの造林及び林道に対する資金は賄ひ得ると
してありますが、仮に需要が多くて資金が不足す
る場合には追加する考えはあるのかどうか、これ
が一点。
また、定められた償還期間内に返納できぬ事態

になつた林家に対しては、どのように配慮するつ
もりなのか、その点はいかがですか。

○政府委員(監原義邦君) 五十四年度におきま
すこの公庫の貸付資金額でございますが、造林資金
で六百四十三億、それから林道資金で五十七億
を計上いたしております。これまでの資金需要の
動向からいいますと、五十四年度におきまします本
特例施行の適用時期を勘案してみた場合には、この
特例措置に対応した資金需要の増大には十分にこ
たえ得るものというふうなわれわれ考へておりま
す。

それから次に御指摘になりました、この償還期
間中に返せないものはどうかという御指摘ござ
います。基本的には、四十五年という造林につ
いては長い期間になつたわけでございますから、
そういう計画の中でこの資金を借り入れまして、
造林を推進していただくことが当然であらうとい
うふうに考へておりますが、先生が御指摘のよう
な、仮にもしというふうなことになるましたら、
それはそのときの時点で、それぞれ貸し出してお
ります金融公庫の方で判断する問題ではなからう
かというふうに考へております。

○原田立君 大臣、いまも話があつて、まことに
そのとおりだと思ひます。また期間もこう延ば
したんですから、当然その期間内で返すのがあた
りまえだと思ひます。だけれども、やつぱり天
候を相手にしての、自然を相手にしての仕事であ
りますから、いつ何となくどういふ変化が起きるか
わからないんです。ですから、償還期間内に返
納できぬような事態になる場合もあると思ひます。
す。いま長官は、それは貸し付けた方でやるだろ
うというふうに言つていますけれども、そうじゃ
なくて、ひとつ政府の、農林水産省としての方針
として、そんなような場合には十分配慮する、考
慮する、こういうふうなことをはっきりと大臣の
方で言つてもらへれば、安心してまたやるんじや
ないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、農
林業は天候相手の商売ですから、あなたのおつし

やるように、それはいつ災害が起きぬとは限りません。したがって、そういうような異常の事態によつて元金の支払いが困難だという場合には、それは償還期限、据え置き期間、償還方法、貸付条件、こういうようなものについて、借り受け者から変更の申し出があった場合には、その借り受け者が、仮にそういう事態があつても、財産がたぐさんあつて預金もたっぷりあるというような場合は別だけれども、個別個別の問題ですから、そういう個別案件については、これは十分に調査をした上で、真に事情やむを得ないと、こういうように認めるものについては、その資金の貸し付けに對する取り扱いと同様に、実情に即した措置を當然にこれとはつていく必要があると、こう思っています。

○原田立君 本法案による改善及び合理化のための金融措置については、第一条「目的」の中で「当分の間」と規定されておりますが、戦後植えられた樹木の伐期は、今後二十年から二十五年後でないといふに及ばない。したがって、それまでの期間、本法によつて措置されるのかどうか、その点はどうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まあ、ここで「当分の間」と言つておりますが、これはいろんな関係があつて「当分の間」という表現をしたのですが、先ほどもお話をいたしましたように、終戦後木を植えて、それが伐期が到来するのが一番多い部分というのは、二十年ちよつとぐらいのところが一番多いわけです。したがって、その間が問題なわけでありまして、大体まあ二十年前後、二十年ぐらいをめどにというぐらゐに考えて「当分の間」と、ちよつと長いかもしれないけれども、そこを考へておるわけです。

○原田立君 林業経営の改善という観点から、現在の林業経営規模の適否をどのように認識されているか、また本法による措置によつてどのくらい林家の経営規模が改善されるものであるのか、見解をお伺いしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 先生ただいま御指摘に

なりました、林業の規模がどのくらいいいかという御指摘でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。たとえば森林が所在する地域の自然的、社会的な条件でも違ひますし、あるいは樹種それから樹齡等、資源の内容によつても変わつてまいります。それから、林道等の生産基盤の整備がどうかということ、あるいは林業主産地としての成熟度合いがどうか、あるいはこういうことで、一概に望ましい経営規模はどのくらいかということ、特に林業の場合には非常にむずかしいといふふうに私は考へております。さらにまた、林家のほとんどの方々は農家となつておりました、農業その他の産業との適切な組み合わせ、こういう中で林業を営んでおられまして、そういう実態でございますので、これを必ずしもどのくらいの規模がいいかということをするのはなかなかむずかしいので、適当ではないのではなからうかといふふうに考へております。

先生御存じのように、現在の林家の保有規模というのは非常に零細なものが多くございまして、これについて一律に規模拡大を図れと言われましても、この辺は非常にむずかしい問題でございます。まして、実際問題としてまた困難であらうといふふうに思つておりますし、そういう意味から、やはり現在やっております林業構造改善、こういうものを推進するなり、あるいは零細な林家につきましましては、当然他の産業——農業等を中心として、やはり農業等との関連で仕事をしておられるわけでございますから、他事業との複合的な経営、こういうものの実現をさらに通じまして、その林業経営の合理化を図つていくということが妥当ではなからうかといふふうに思ひます。

○原田立君 いま長官、経営の合理化を図ると最後結論を言われたけれども、それは具体的にどういうことですか。

○政府委員(藍原義邦君) たとえば共同化あるいは組織化、そういうことをいたしまして、普通に集まつて仕事をしていく。そうなれば、そこで一つの規模拡大ができますし、またそれによりまし

て共同して機械その他を購入する等々となれば、それだけまた合理化されるわけでございますし、そういうやはり零細な林家の方々については、いま申し上げましたような共同化なり組織化ということを中心とした合理化を図つていただくことがいいのではなからうかといふふうに考へておる次第でございます。

○原田立君 その問題はもう少し後でまた取り上げますけれども、次に進みますが、林野庁は現実には林業のみによつて経営が可能な自立林家の存立は不可能と見ておられるようであり、複合経営、兼業によつて林業の振興を図る姿勢であるように思えるが、そういう点はどうか。

または、先ほども質問したんでありますけれども、望ましい一戸当たりの平均的な林業経営規模の具体的なビジョンと、十年後の総林家数、就業者数、専業林家所得をどのように見ているのか、その見解を示してもらいたい。

○政府委員(藍原義邦君) いまも御説明申し上げましたけれども、林家でどのくらいがいいか、たとえば五十がいかが百がいかがという御指摘だろうと思ひますけれども、さつき申し上げましたように、杉であり、あるいはヒノキであり、あるいはカラマツである、それによつても違つてまいりますし、それぞれの地域の実情によつても変わつてまいりますのでございまして、一概にどのくらいがいいかといふのは非常にむずかしい問題ではなからうかといふ気がいたします。

そういう観点と、それからいま御指摘になりました十年後どういふ状況になるのかということ、ございまして、これも先ほど申し上げましたように、これからの基本計画なり需給の見通しを立てる場合に、今後の山村のあり方、労働力、そういうものを十分われわれとしてもしんしゃくしながら計画を立てる必要があるといふふうに考へておりますので、その中で十分検討をして詰めてまいりたいといふふうに思つております。

○原田立君 長官、もう何だかさっぱりわからないうような返事はばかりしてはだめですよ。大

臣もそう思ひませんか。もう精神論と抽象論と、そんなことばかり言つておつたのでは、具体的な数字が出て説明しなかつたら理解なんかしやしませんよ。ここでもふり文句を言つてもしょうがないから、次に進みますけれどもね。

木材の流通業者については、国産材よりも外材を取り扱う量が多い。しかし、国産材の生産を推進するため本法案が提出されたわけでありまして、本資金を活用できるのはどのくらいの国産材を扱つたらば適用になるのか、またその取り扱い数量をどういふ方法で確認するのか。

○政府委員(藍原義邦君) 林業あるいは製材業をやつておられる方というのは、非常に零細な方から非常に大きな方までございまして、したがって、私どもは規模の大小を問うておるわけではございません。やはり国産材を中心に林産業をやつていただいておりますか、これを判断の基準にしたいということでございます。したがって、現在の時点で国産材振興でございまして、基本的にはできるだけ国産材をよけい扱つていただく。この制度を活用していただきたいと思ひますけれども、現在の日本の木材需給から見まして六五%以上も外材が入つておる事情でございまして、大体五〇%以上国産材を扱つておられる方々を対象にしてこの制度は運営してまいりたいといふふうに思つております。

○原田立君 五〇%ということでありまされども、まあそれだけの線といふところの人は、いろいろ不平もあれば満足もすると、こういうふうなことで、たとえば四五%ぐらいのはもうだめで、五〇%はよかつたとかといふようなことが言えると思ふんですよ。五〇%ぐらいといふようなお話をしたから、まあ半分といふことなんだけれども、そこを余りがちり決めちゃつて、もう五〇%を少しも欠けたらば適用はしないんだなんという、そんなやましいことではないのでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) これは、私どもとすれば、できるだけよけい国産材を扱つていただい

いる方に利用していただきたい。国産材の振興がねらいでございますから、あくまでも趣旨はそうしていただきたいというふうに思っております。でございますが、そういう意味から大体五〇〇程度というふうにご考えておきまして、必ずしも四九・九だからだめだとか、五一・一だからいいということではなくて、おおむね五〇〇ということで判断していくように指導してまいりたいと思っております。

○原田立君 大分あいまいな返事で、現場に行くに混乱するんじゃないかというふうに私は思うのです。まあ、多少の幅はあるというふうなことで理解をしておきたいと思っております。

外材輸入問題について、林野庁は従来需要動向に即応して適正、円滑化を図ることが重要であるとし、関係者の協力を得て外材需給状況について検討協議を行ってまいりましたが、外材産地事情の的確な把握に努めつつ、前期輸入契約の促進、輸入先の多角化、さらに輸入業者による自主的な輸入調整を促進するよう行政指導を強化してきているようでありますが、その実効はどうなっているのか。また、特に業者の自主的な調整は実際的に可能なのかどうか、見解をお伺いしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 先生御存じのように、外材につきましては完全に自由化されておるわけではございません。この外材の輸入を適正な輸入という形で対応するためには、それぞれ業界におきまして商業ベースにおきまして十分重要なこととごさいますけれども、その誘導措置、こういうものもやはり必要であろうというふうにご考えております。

そういう観点から、林野庁におきましては短期の需給見通し、こういうものを策定いたしました。そして、そうしてそれを公表するという形で、安定輸入のための業界指導を現在やっております。これは昨年の十月から始めたわけでございますけれども、まだ半年やとたつかたないかという状況でございます。この成果については、現時点では何とも申し上げられませんが、やはり輸

入業者あるいは行政官庁、さらには学識経験者、そういうようないろいろな関係者が寄り集まりまして、四半期別の短期の需給の見通しを策定し、そうして公表するということは、それなりに非常に意味があるのではないかと、それなりに考えております。これを通じまして外材の輸入の適正輸入、安定輸入については、さらに私どもも努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○原田立君 業者の自主的な調整ということ、実際問題でできますか。

○政府委員(藍原義邦君) いま申し上げましたような中で、それぞれの業者がどのくらいこの次の四半期には輸入するのかというところは業者から聞いております。そういう中で、そのトータルの中で多い少ないの議論もされて、次の四半期はこのくらいのペースが適当ではなからうかという判断から、需要に見合った供給量というものを算定しながらこの需給計画をつくらせておるわけでございます。それから、これもこの運用次第によりましては、業者の自主的な努力というものが相当実ってくるのではないかと、思っております。けれども、いまの段階では、先ほど申し上げましたように、始めまして半年強の時点でございますので、まだ十分とは言えないかもしれませんけれども、今後この行政指導を十分積み重ね、またこの場合活用することによりまして、外材輸入の安定、計画輸入というものを図っていくことが業界からも望まれておりますし、私どももそういう行政指導をさらに積極的にしていきたいと思っております。

○原田立君 造林、林道等の生産基盤の整備に對しては、昨年四月の森林組合法案に対する本委員会の附帯決議におきまして、「造林不振の現状を克服するため、造林補助の強化、森林組合及び地方公共団体の造林事業拡大に必要な施策を行うこと」と、とくに、分収造林の推進に努めること」という附帯決議を行ったわけでありまして、この決議に對する林野庁のその後の施策はどうな

ていますか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど来、造林の不振は御指摘をいたしておるわけでございますが、いま御指摘になりました昨年の森林組合法の附帯決議に基づき、その四項にございまして造林の対策に對しまして、五十四年度の予算におきまして、森林総合整備事業というものを創設いたしました。これは従来、造林事業につきましては個々の森林所有者が造林することに対しては助成でございしましたけれども、今回のこの制度は市町村の指導のもとに造林事業を集団的あるいは計画的、組織的に行うというふうな形で、面的な整備を図るというのをそのねらいにいたしております。

そういう観点から、助成の内容も、従来造林につきましては保育等は二十年でございしたものを二十五年まで適用させるというふうなこと、あるいはその補助につきましても、実質補助率を上げるというふうな形で助成を強化するというところを考へております。また、ただいま御審議願っております造林資金につきましても、公庫資金につきましても、この償還期限あるいは据置き期間を延ばすというふうな形で対応いたしております。

それから、特に御指摘になっております分収造林でございますけれども、この分収造林を推進いたしております一番中心は、県にございまして公社等が中心でございます。こういう林業公社につきましても、いま申し上げました森林総合整備事業の事業主体の一つであるというふうなわけには考へておりますので、いま申し上げました制度をこの公社に適用させまして積極的な施策を講じ、造林の推進を図っていくつもりでございます。

○原田立君 外材問題については、昭和四十六年本委員会の林業の振興に関する決議の中で、第四項で「国内需要の過半を占め、当面さらに累積する傾向にある外材の進出に對処して、長期的な観点に立つた外材輸入の適正な調整措置を講ずるとともに、外材に對する輸入課徴金制度もあわせて検討すること」と、こういうふうな一項があるわけ

けであります。その後どのように処置されたのか。また、今後の外材輸入の見通しに對する所信をお伺いしたい。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘になりました外材に對する輸入課徴金制度の検討でございますけれども、これはもう先生十分御存じのとおり、外材に對して課徴金を課するということは、いまの段階では非常に困難な問題があるというふうにご考えております。

その理由をいたしますならば、先般MTNがあったわけでございますが、ようやくその実質的な合意を見たという段階でございます。こういう段階で、現行のガットにおきましても課徴金については原則として禁止されておりますし、それから逆に、輸出国におきましても、木材は輸出したいけれども丸太ではいやだ、製材に切りかえたいというふうな丸太輸出規制といいますが、そういう動きも非常に強い段階でございます。課徴金をかけるというふうなことにすれば逆効果も起るというところも考えられるわけでございます。それから、国内の物価政策に對する影響というものもございします。さらには、国産材は振興しなければいけませんけれども、やはり外材もいろいろ問題がございます。逆には、非木質系、木材に取ってかわったいろいろな物質、物資、こういうものとの競合がございます。

そういう観点を考え、さらには輸入木材を原料といたします国内加工業、これも結構たくさんあるわけでございます。そういうものの関係、その辺をもろもろ考えますと、やはり課徴金を外材に對してかけるということは、きわめて困難であるというふうな現在判断いたしております。

○原田立君 ジュネーブにおける多角的貿易交渉が四月の十二日仮調印され、その結果、林産物のうち、松属の製材、加工合板、普通合板、板状の再生木材の実行税率が決まったやに聞いておりますが、どういふふうになっておりますか。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘になりましたようなものが、一応取り決められております。

実質的な妥結を見ておりますけれども、まず松属の製材について申し上げますと、従来一〇%でございましたのを六%に下げたということで、ただし、これは一九八四年から四年間で引き下げたということにしております。それから、加工合板でございますが、これは二〇%を一五%に下げます。これも一九八四年から四年間で引き下げます。それから、ラワン等の普通合板、六ミリ以上のものでもございますが、これは二〇%の一七%にいたしまして、これも一九八四年から四年間で引き下げることになっております。それから再生木材、板状のものでございますが、これは一五%のものを一二%、これはやはり一九八〇年から八年間で引き下げた形にいたしております。

以上、木材関係はこういうふうでございますが、現在木材関係で関税がかかっております松あるいは加工合板、ラワン等普通、こういうものにつきましては、木材の輸入されているものに対しての割合から言いますと、松属の製材というのはパーセントは非常に少ないわけでございますけれども、やはり特殊な地域につきましては松を中心にして林業を営み、あるいは製材をしておられますので、それらの方々の影響を十分配慮するために、実施年度を一九八四年からという形にいたしまして、その間に体質の強化を図ろうという含みを持たせたわけでございます。

○原田立君　そこで、これらの処置に伴い、農林水産省として特に木材輸入業者に対する影響をどの程度と見ており、その対応策としてどのように検討されておりますか。

○政府委員（監原義邦君）　ただいま申し上げましたように、非常に量的には少ないものに税金、関税がかかっておるわけでございまして、全般から見れば直ちにそう大きな影響はないというふうに思っておりますが、ただし、松属を扱っておられる方についてはやはり問題もあるというところから、四年先の一九八四年から四年間で実施するという形にしたわけでございまして、その間にこれらの業界の方々の体質改善を十分図るようにな

と、それはいまも御審議願っておりますこういう融資制度、資金制度、さらにはその他のいろいろな林業施策を通じて体質改善を図るような努力、行政指導並びにそれぞれの方々の御努力をしていただくような行政を今後ともしてまいりたいというふうに考えております。

○原田立君　林家の経営規模についてであります。先ほどお伺いしたところ、なかなかむずかしいというふうなお話がありましたけれども、立場をちよつと別にして、林業統計要覧は統計の主要な数値が記載されたものと見ておるのでありますけれども、また林業経営規模のとり方については、どういふとり方をしているのか。その点はいかがですか。

○政府委員（監原義邦君）　林業統計要覧に載っております林家の保有する山林の状況は、農林水産省の統計情報部で行っております林業動態調査の結果によっております。この調査は、林業生産と林業経営の現状を明らかにしようとするものでございまして、調査事項が非常に多岐にわたる等、調査技術及び調査効率の観点から、林家につきましては五ヘクタール以上五百ヘクタール未満のものについて標本抽出調査を行っております。

○原田立君　実は聞きたいのは、保有山林規模別林業事業体数というこの調べについては、〇・一から一ヘクタール、一ヘクタールより五ヘクタールと、要するに五ヘクタール以下の分も含んでいるわけですね。ところが、林家の保有する山林の状況、林業経営意識調査等の林業統計の基礎的な統計など、そのほとんどは五ヘクタールから二十ヘクタール、同じ林業統計の中でも五ヘクタールから十ヘクタール、十ヘクタールから二十ヘクタール、二十ヘクタールから三十ヘクタールと、こういうふうになっているわけでありまして、五ヘクタール未満の林業者は調査の対象となっていない。つまり、それらの零細な林家は山を保有しているが林家ではないとし、切り捨てられ、施策に供する対象の外に置かれておる。これでは、林

家全般の実態を掌握できないばかりか、施策の実施対象者も不明なままである。

したがって、統計のとり方について今後改めて、こうした零細なものも施策の対象とされることを切望するのであります。長官並びに大臣の所見をお伺いしたいし、また、言いたいことは、五ヘクタール未満の零細林家の人たちに対しては手厚い対策というものが講じられるべきである、こういうふうに主張するんですが、これについての御答弁をいただきたい。

○政府委員（監原義邦君）　御指摘になりましたように、確かに統計情報部で行っております林業動態調査については五ヘクタール未満のものは載っておりませんけれども、先生もいま御指摘になりましたように、センサスではその辺はきちんと把握しておるわけでございます。私も決して五ヘクタール未満であるからこれを切り捨てて施策の対象にしないということではございませんで、先ほど申し上げましたように、統計情報部で行っております林業動態調査というのは、調査の内容が非常に多岐にわたるために、そういう統計技術上の観点から五ヘクタール未満が載っておらないわけでございまして、私も林業施策として対象にいたしますのは、決して五ヘクタール以下をないがしろにするわけではございませんで、当然小さな林家でも対象にした形で従来からいろいろな施策を組んでおりますし、今後ともこの姿勢には変わりないわけでございます。

○原田立君　ちよつと大臣に聞く前にもう一つ指摘しておきたいのは、全体の林家の数は二百五十万五千八百三十九戸、ところで五ヘクタール以下の戸数は二百二十七万四千四百十八戸、もうほとんど全部と言っているけれども、現状下にあるわけですね。これらの切り捨て政策など考えていないだろうと思ひますけれども、こういう人たちがそもそも手厚い対策というものを講ずるべきである、こう私は思ふんです。あわせて御答弁願います。

○国務大臣（渡辺美智雄君）　御指摘のように、林家戸数の大体八八%ぐらいが五ヘクタール未満で

す。面積から言うと、約三〇%程度です。しかし、林家というものの大部分が五ヘクタール未満なわけですから零細でございます。したがって、独自に一人で林業経営をやるといふことはいろんな点で不利な面も多い。そこで、森林組合等の機能を強化して、そして施設計画等も、山ですからみんなつながってだれか持っているわけですから、ですから、その地域としての林業経営をやるような方向に誘導して、そうしてそれに対しては、助成の面でも金融の面でも税制の面でも、計画的に一体として地域林業の振興ということをやつてもらうように行政措置を講じておるところでございます。決して切り捨てでなくて、それを中心にしてやるのであります。

○原田立君　要するに、五ヘクタール以下の方々は八八%もあつて、それらの人々をないがしろにするのでなくて、十分手厚い保護措置を講ずる、それが政府の方針である、こういうことでよろしいですね。御答弁願います。

○国務大臣（渡辺美智雄君）　いま言ったように八八%もあるわけですから、だから森林組合なんかが出動するのには、何百ヘクタールも持っているところと森林組合が出ていって、そういう実態が一つの企業体になっているわけですから、五ヘクタール未満の方ではなかなかできないものを、森林組合がいろいろなお世話をしましうというふうなことで、組織化をしてやっておるわけですから、五ヘクタール未満の人を非常に重視をして今後の森林行政をやつてまいります。

○原田立君　重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通し、四十八年二月に出しておりますが、それによりますと、森林資源整備の目標面積の総数を二千五百三十六万ヘクタールと定め、昭和九十六年度においても同じ二千五百三十六万ヘクタールと、現状そのまゝの面積で決めるわけでありまして、そのことは、将来も林地については減少はしないとの前提に立っていると思うが、どういふ認識であるのか、お伺いしたい。

○政府委員（監原義邦君）　林地につきましては、

そういう観点から、今後は林業所得の向上あるいは林業生産の活発化、こういうものに対応する施策としては、いろいろな問題から、いろいろな方向から対策を講じなければいけないというふうな方向に考えておりますし、現在御審議いただいておりますこの法案の内容に盛り込んでおりますものもその施策の一つでございますし、さらには生産基盤の整備だとか経営の合理化だとか、いろいろな問題がございます。したがって、今後はやはり材

業労働力の確保を含めました。こういう林家の経営所得の向上というものは、いろいろな施策を総合的に推進することによりましてその対策になっていくであろうというふうに考えておる次第でございます。

○原田立君 国産素材の供給が細まりつつありますが、昭和四十五年当時四百六十二万四千立方メートルだったものが、五十二年では三千四百二十三万一千立方メートルとなっているわけでありますが、現在林野庁としては国産素材の生産・流通を円滑化するため法案を提出したのであるかと思ひますが、反面、将来予測される外材資源の枯渇、輸入の不安定性にどう対処するつもりなのか、見解をお伺いしたい。先ほど若干質問しましたけれども、なお改めてお伺いしたい。

○政府委員(監原義邦君) 確かに国内の生産量が減少傾向でございます。外材需給率が下がっておりますことは御指摘のとおりでございます。したがって、いま先生もおっしゃったように、そういうものの対策の一環といたしまして、ただいま御審議をいただいております制度を法律として御審議いただいております。私どももいたしまして、国産材の振興を図るという形の中で、いまの法律に盛り込まれたものを中心にし、さらに、その他の施策を総合的に推進することによりまして、国産材の振興を図っていかねばいけなというふうに考えております。

一方、後段で御指摘になりました外材の輸入の問題でございますが、ここ当分の間は外材の輸入が急激に減るといことは私はないであろうと思ひます。ただ、長い先を見ますと、長期的には必ずしも外材の輸入が的確に行われない事態も来る可能性はあるということが巷間言われておりますし、そういう観点から見まして、いまの段階で国産材を中心にした国内林業を推進していただくことが、将来に向かっての一番いい対応になるであろうというふうに考えております。

○原田立君 いまも指摘したように、昭和四十五年に四千六百二十四万一千立方メートルの供給で

あったのが、実に千二百立方メートルも今日減少して供給になっている。ものすごい差がついていますね。これは一体どこに原因があるんですか。

○政府委員(監原義邦君) 伐採量が落ち込んだ原因はいろいろあるかと思ひますけれども、第一といたしまして、やはり国内の林地の賦存状況を見ますと、伐期に達した林分が非常に少ないということ、年々減ってきておるとのこと、それから次の問題といたしましては、やはり木材価格が外材主導型になってきて、そのために伐採をなかなかしなかったという傾向があるということ、さらには伐採地点が奥になったり、あるいは林道整備が十分でないというようなこと、また労働力が十分でないというような問題、いろいろな問題があるかと思ひますけれども、そういう総合的な問題、基本的には伐採されるべき林分がそう現在のところ多くないという問題が基本的であろうと思ひますが、それに絡みましました。申し上げましたようなものもいろいろの因子が積み重なりました。国産材の生産量が落ち込んでおるといのが実態ではなからうかと思ひます。

○原田立君 実に落ち込みが激しいので、びっくりするわけであります。

輸入材の場合、近年素材に対比して製材品の伸びが大きい。今後は素材、南洋材とも現地の丸太輸出規制の高まりにつれて、次第に加工品輸入の率がふえていく傾向にあると思ひますが、その結果、わが国の港灣製材、南洋材丸太を原料とする合板メーカーに対する手当てをどうするのか。構造改善が迫られることにならうが、その対応措置について現在どのように考えられておりますか。いかがですか。

○政府委員(監原義邦君) 御指摘になりましたように、東南アジア等を中心にした丸太輸出を製材輸出に切りかえたいという動きがございます。そういう観点から、やはり今後日本の合板業あるいは製材業につきましても、その辺は十分見きわめながら事業の推進を図る必要があろうと思ひますけれども、そういう観点から見まして、中小企業の近代化促進法がございますけれども、これに基づきます構造改善事業、こういうものを私どもとしてはやはり実施していく必要があるかと思ひます。現在これを製材業等においては推進しておりますけれども、さらに合板業につきましても、これは過剰設備の廃棄、こういう問題についても現在取り組んでおるわけでございます。やはりこれからは外材のあり方がどうなっていくかということを見きわめながら、製材業につきましても、あるいは合板業につきましても、それぞれの構造改善を推進いたしまして、体力の強化に努めていく必要があるかと思ひます。

○原田立君 単に外材の輸入調整問題といつても、林業家を初め木材業界、木材業界の中でも加工業界、流通業界があり、また国産材、外材の取り扱いがまちまちで非常に複雑なため、その調整は相当な行政指導が不可欠ではないかと思ひます。安定需給のための確たる対応策を示していただきたい。

○政府委員(監原義邦君) ただいま先生の御指摘の御質問、ちよつとよくわかりかねるわけでございますけれども、私どもとすれば、ただいま御審議願っておりますこの法案に盛り込んでおります木材関係の加工・流通、こういう問題、こういうものを中心にいたしまして、今後国産材を中心にした流通のあり方あるいは加工業の近代化等々というような問題と取り組んでいかねばいけません。また、ここに盛り込みましたという改善計画を組んでいただくという趣旨はそういう点にあるわけでございます。こういうことを中心にいたしまして、今後国産材を中心にした林産業の振興を図っていくのではなからうかと考えております。

○原田立君 これで最後にしたいと思ひますが、大臣にお伺いしますが、いままでいろいろ問題点を並べて質問してきたわけでありますが、結局、豊かな生活、実りある生活のできる林業経営というようになことがなされなければ林業は伸びていかないと、こう思ひます。そのために、今回の法案が出されたものと理解をするわけでありましても、なお一層林家の人たちが豊かな、安心して仕事ができるような施策を国として十分講じてもらいたい、これは強い要望でありますけれども、大臣の所信をお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御意見のとおりでございます。そのように努力をいたします。

○委員長(久次米健太郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一五一八号)
 - 一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願(第一五五八号)(第一五五九号)
 - 一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一五九五号)
 - 一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願(第一五九六号)
 - 一、昭和五十四年度畜産物政策価格並びに畜産経営の安定強化に関する請願(第一六〇六号)
 - 一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願(第一六〇七号)
 - 一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一六三〇号)
 - 一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願(第一六七四号)(第一六九六号)(第一七三六号)
- 第一五一八号 昭和五十四年三月十七日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 札幌市豊平区西岡三ノ九 本田豊
外百二十四名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第一五五八号 昭和五十四年三月十九日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道根室市光洋町幸漁水産株式
会社内 佐藤正志

紹介議員 丸谷 金保君
日本の遠洋漁業をめぐる情勢は一段と厳しさを増しており、漁業者はもとより漁船乗組員は重大な生活危機に直面している。漁船乗組員救済のため次の措置を早急に講ぜられたい。

一、被減船漁船と乗組員の職場確保のための転換対策(活用)を積極的に進めること。特に新規事業等については被減船者と乗組員に優先的に認めること。
二、今回の減船により失職する母船、独航船の乗組員に対し、減船補償(期待所得の損失分)を行うこと。この場合、業界の「とも補償」が困難な実情にあることを考慮して補償すること。
三、国から補償される交付金について労務費の区分を明らかにするとともに、課税減免の措置を講ずること。
四、今回の減船に伴う離職者に対しても「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法」を迅速かつ完全に適用すること。

理由
北洋漁業の中心をなすさけ・ます漁業は、日・米・加漁業交渉並びに日ソ漁業交渉の結果、大幅に縮減を余儀なくされ、昨年に続き今年も三十パーセントもの減船に追い込まれ、このため、さけ・ます漁業に生計を依存してきた漁船乗組員の四千人もが生活の場を奪われたのである。これまで漁船乗組員は厳しい自然環境の下で、国民のたんばく食糧確保に多大な貢献をしてきたが、各国の二百海里水域設定に伴う大幅減船のため、昨年一万人もが離職を余儀なくされ、現下の厳しい雇用情勢のなかで多くの者がいまだ就職もできない実情に

あり、漁船乗組員とその家族の生活不安は正に深刻である。

第一五五九号 昭和五十四年三月十九日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市慶洋水産株式会
社内 吉田賛二

この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。
第一五九五号 昭和五十四年三月十九日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町北七条西一
丁目 秋山恭子外百十五名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。
第一五九六号 昭和五十四年三月十九日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道根室市千島町 杉谷正二
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。
第一六〇六号 昭和五十四年三月十九日受理
昭和五十四年度畜産物政策価格並びに畜産経営の安定強化に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議会議員 横田栄一
紹介議員 郡 祐一君
畜産物の需給不均衡に伴い、畜産物価格の低迷が長期化することが予測される情勢の下で、畜産経営を安定強化させるためには、畜産物の輸入を含めた需給調整を強化するとともに、畜産物の価格安定対策の充実が重要であるから、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。
一、昭和五十四年度畜産物の基準価格については、畜産経営の安定が可能なような価格を

設定するとともに、加工原料乳の限度数量の増わくを図ること。

二、畜産物及び畜産加工品等の輸入に当たっては、国内畜産物を圧迫しないよう十分配慮すること。
三、畜産農家の健全な育成を図るため需給調整を強化し、価格の安定を期すること。
四、流通機構を整備するとともに、畜産物の消費拡大を図るなどの施策を強化すること。
五、養鶏農家の経営安定を図るための長期低利資金の融通措置を講ずること。

第一六〇七号 昭和五十四年三月十九日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町 斉藤重光
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。
第一六三〇号 昭和五十四年三月二十日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 北海道江別市大森町三〇ノ一
安原一三外四十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。
第一六七四号 昭和五十四年三月二十日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道根室市汐見町 今野正使
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。
第一六九六号 昭和五十四年三月二十日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。
第一七三六号 昭和五十四年三月二十二日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道根室市駒場町二ノ四 沢田
重男
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。

四月六日本委員会に左へ案件が付託された。
一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願(第一七六五号)(第一七六六号)
一、畜産農家の経営安定の確立に関する請願(第一八五五号)(第一八五六号)
一、畜産業の振興に関する請願(第一八五七号)(第一八五八号)
一、昭和五十三年度加工原料乳限度数量わくの拡大等に関する請願(第一八五九号)(第一八六〇号)
一、へい殺畜の評価額の最高限度額の引上げに関する請願(第一八六一号)
一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一八七三号)

第一七六五号 昭和五十四年三月二十三日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道亀田郡尻岸内町 谷藤保五郎
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。
第一七六六号 昭和五十四年三月二十三日受理
北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。

第一八五五号 昭和五十四年三月二十八日受理
畜産農家の経営安定の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 羽田義知

紹介議員 下条進一郎君

畜産物の自給度向上を基本とし、畜産農家の経営の安定を確立するため、次の措置を講ぜられたい。

一、畜産経営発展のための基本施策について

1 畜産物及び加工品の輸入を抑制すること。

2 畜産物の価格安定等に関する法律の対象品目にプロロー及び鶏卵を加えること。

3 飼料用麦の契約栽培制度を拡充強化すること。

4 低利かつ長期の運転資金融資制度を創設すること。

5 食肉及び牛乳の貯蔵及び販売の施設に助成を行うこと。

二、昭和五十四年度の畜産物の政策価格等について

1 牛肉及び豚肉の安定基準価格は、生産費所得補償方式によつて算定するとともに加工原料乳保証価格は、適正な価格に引き上げること。

2 加工原料乳限度数量をわくを実情に合うよう拡大すること。

理由

長野県農業における畜産は、重要な基幹作目であり、水田利用再編対策においても転作の主要な作目である。しかしながら、最近の畜産経営は、外国畜産物の輸入の増加、国内の景気の停滞による需要の伸び悩みにより、不安定な状態におかれている。

第一八五六号 昭和五十四年三月二十八日受理
畜産農家の経営安定の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八五七号 昭和五十四年三月二十八日受理
蚕糸業の振興に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

農業経営に重要な地位を占める蚕糸業の振興を図るため、次の措置を講ぜられたい。

一、昭和五十四年度の基準繭価及び基準糸価を、繭及び生糸の生産費が十分補償できる価格まで引き上げること。

二、生糸の一元輸入を継続するとともに、繭、糸類及び絹織物等の輸入に対し、十分実効のある輸入規制を強化すること。

三、絹の需要拡大及び新規用途の開発を推進すること。

四、日本蚕糸事業団が実施している繭糸生産流通合理化助成事業費等を大幅に増額するよう指導すること。

五、水田利用再編対策における桑の転作奨励補助金の交付期間を大幅に延長すること。

六、養蚕後継者育成のための適切な普及事業の拡大と高率の補助事業を積極的に実施すること。

理由

長野県の養蚕は、農業の基幹作目として、農業経営に重要な地位を占めている。しかしながら、今日の蚕糸業を取り巻く情勢は、誠に厳しいものがあり、外国産生糸、絹ねん糸及び絹織物等の輸入の増加は、需給の不均衡を生じ、その経営の健全な発展を妨げている。また、繭生産も養蚕従事者の高齢化等の影響もあり、減少傾向をたどりその生産基盤は、依然不安定な要素を多く抱えている現状である。

第一八五八号 昭和五十四年三月二十八日受理
蚕糸業の振興に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 羽田義知

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一八五七号と同じである。

第一八五九号 昭和五十四年三月二十八日受理
昭和五十三年度加工原料乳限度数量わくの拡大等に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

酪農経営農家の再生産の確保と経営の安定を図るため、次の措置を早急に講ぜられたい。

一、加工原料乳の全量が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく生産者補給金（乳質改善奨励金を含む。）の対象となるよう限度数量のわくの拡大を図ること。

二、飲用牛乳の消費拡大を図ること。

理由

我が国の生乳生産量は、飼料の安定的供給、水田転作による粗飼料の確保、搾乳牛の増加等により急速な伸びを示しているが、生乳の需給関係は極度に悪化の一途をたどり、この結果、加工原料乳はその限度数量を大幅に超過してきている。長野県においても、加工原料乳の発生量は、約一万八千八百トンと推定され、本県の限度数量一万三千七百八十トンに対し、約五千トンと限度数量を大きく上回ることが必至の状況であり、また、現状では飲用牛乳の大幅な消費増加も望めず、このまま推移すると県内酪農経営農家の経営は脅かされ、ようやく立直りを見せてきた酪農経営の芽を摘むことにもなりかねない。

第一八六〇号 昭和五十四年三月二十八日受理
昭和五十三年度加工原料乳限度数量わくの拡大等に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 羽田義知

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第一八六一号 昭和五十四年三月二十八日受理
へい殺畜の評価額の最高限度額の引上げに関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 羽田義知

紹介議員 夏目 忠雄君

へい殺畜の評価額は、家畜伝染病予防法施行令第四条によつてその最高限度額が定められているが、この額は、昭和五十年以降すえ置かれており、実勢価格からみて、極めて実情にそぐわないものであるから、畜産農家の経営の安定を図るため、へい殺畜の評価額の最高限度額を大幅に引き上げるよう強く要請する。

第一八七三号 昭和五十四年三月二十九日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願（五通）

請願者 札幌市西区発寒九〇七 中村恒幸
外四十三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願（第一八九六号）

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願（第一九一四号）

一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願（第一九二六号）

一、農畜産物の輸入抑制等に関する請願（第一九六三号）

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願（第一九六四号）

一、農畜産物の輸入抑制等に関する請願（第一九七〇号）

第一八九六号 昭和五十四年三月三十日受理

北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道根室市光洋町銀洋水産株式

会社内 石井三四吉

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。

第一九一四号 昭和五十四年三月三十日受理

農林年金制度改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 札幌市白石区本通一丁目 田瀬千

江子外三十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第一九二六号 昭和五十四年三月三十一日受理

北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道松前郡福島町 山口儀秋

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。

第一九六三号 昭和五十四年四月四日受理

農畜産物の輸入抑制等に関する請願

請願者 新潟市大洲一、一五三 名古屋弘

司外三百七十八名

紹介議員 下田 京子君

今日の米の過剰問題を解決し、日本農業のつりあいのとれた多面的な発展を図り、農家経営の安定と食糧自給率の向上という国民的課題を達成するため、次の事項の実現を要請する。

一、水田利用再編成対策と農畜産物輸入に関する事項

1 米の生産調整については、強権的な押し付けをやめ、農民の自主性を尊重すること。

2 麦類・大豆・飼料穀物など、主な転作物物に当面、米並みの価格を保障する制度を確立すること。

3 転作物物に打撃を加え、過剰傾向に拍車をかける農畜産物の輸入拡大をやめ、国内生産

の増加、自給率の向上に見合つて輸入を削減すること。

4 田畑転換が容易に行える灌漑・排水施設の拡充や土地基盤の整備を本格的に実施すること。また、事業実施に当たっては、農家の自主的営農計画を尊重するとともに、農家負担の軽減を図り、小規模土地改良等への助成を拡充すること。

5 転作物物の整備を行う場合、地帯別、経営規模別などの格差を設けず、平等に実施すること。

6 米加工品の開発や米の飼料化など、米の需要拡大のための試験研究を強めること。

7 地方自治体や農業団体による転作物、農業再建のための各種施策に対する援助を強めること。

二、食糧制度の強化・拡充に関する事項

1 売買逆ザヤ解消の政府方針を改め、生産者には生産費及び所得を償う米価を保障し、消費者米価は、消費者の生活安定を基本に決定し、二重米価制を堅持すること。

2 米の買入れ制限をやめ、国が全量買い上げること。

3 生産者米価への品質格差を導入しないこと。

4 米・麦には厳密に食糧制度の主旨を適用するとともに、大豆・飼料穀物など主要穀物にも適用の範囲を拡大すること。

5 標準価格米に銘柄米を入れるとともに、自主流通米を随時減らしていくこと。

6 食糧制度の運用・拡充について検討するため、生産者、消費者、流通担当者を含む国民的検討の場を設けること。

理由

政府が転作物物を整備しないまま、昭和五十三年度から強行実施した水田利用再編成(減反)は、農家の所得を低下させただけでなく、転作物への希望を失わせるものとなつていく。更に、日米農産物貿易交渉において、オレンジ、果汁、牛肉の輸

入わくを大幅に拡大したことは、転作物によつて生産を高めようとした農家の営農意欲を大きく後退させるものとなつていく。また、生産者米価をすえ置きながら、消費者米価を値上げし、売買逆ザヤを解消しようとする政府の施策は、買入れ制限の強化などと合せ、食糧制度の崩壊につながるものとして、一段と不安が強まつていく。もし、このような農政が継続・展開されると、日本農業に壊滅的な打撃を与え、食糧の安定的供給にとつて、とりかえしのつかない深刻な危機をもたらすことは明らかである。農業を真に発展させるためには、農業を国の基幹産業として位置づけ、押し付けや差別農政でなく農民の自主性を尊重し、地域に連帯をつくりだすことを基本として展開されなければならない。

第一九六四号 昭和五十四年四月四日受理

農林年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 京都府綾部市戸奈瀬町小屋ノ木四

六ノ四 林幸作外三千二百八十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第一九七〇号 昭和五十四年四月五日受理

農畜産物の輸入抑制等に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新

宿農協会館内全国農業協同組合労働組合連合会内 後藤英雄外一万

二千八百八十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九六三号と同じである。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願(第一九七七号)

一、「釣り人課(仮称)新設」に関する請願(第二〇四六号)(第二〇四九号)(第二〇五〇号)(第二〇五一号)

第一九七七号 昭和五十四年四月九日受理

北洋漁業の減船に伴う漁船乗組員救済に関する請願

請願者 北海道松前郡福島町金富水産株式

会社内 中山幸雄

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。

第二〇四六号 昭和五十四年四月十二日受理

「釣り人課(仮称)新設」に関する請願

請願者 東京都千代田区外神田二ノ三ノ六

成田ビル内釣具界内 松本国雄外

六千名

紹介議員 下田 京子君

水産庁内に、海区と内水面にわたつて釣り行政をつかさどる「釣り人課(仮称)」を新設し、これに附帯する立法措置等に格段の配慮をされたい。

理由

我が国の釣り人口は、他に例を見ない約千五百万人という膨大な数(昭和四十八年「財」日本釣振興会調査)に達し、なお、年々漸増の実情である。これは、一時的現象ではなく、釣りの持つ悠遠な伝統と、レクリエーション中最も良質な点とが、高度経済成長の過程において、広く一般大衆の余暇善用に際し、その最も親しみ易いものとして、選択された結果である。しかるに政府は、サイクリング・ハイキング等には、多額の国費助成金を交付しているにもかかわらず、「釣り」に対しての支援ないし指導は、はなはだ微少である。一方、釣り人口は前記のごとく、近年特に増加しているのに、環境汚染、海岸改修、ダム建設その他の開発により、釣り場と釣り対象魚は激減の一途をたどり、他方、釣り人のモラルの一部低下も作

用し、全国の釣り場において、釣り人と職漁者との間に紛争もしばしば発生し、このままでは、国民の心身にとつて最も有効なレクリエーションが荒廃に向かうことは明らかである。

第二〇四九号 昭和五十四年四月十二日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀一、二
三二 高畑洋一外四千八百名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十四年四月十二日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 埼玉県川口市並木町一ノ一九ノ一
八 小林健二郎外六千名
紹介議員 青井 政美君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二〇五一号 昭和五十四年四月十二日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 東京都国分寺市西町一ノ二三ノ一
〇 深沢功外六千名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

四月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月十五日）
一、林業等振興資金融通暫定措置法案

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、「釣り人課（仮称）新設に関する請願（第二〇八九号）（第二一〇四号）」
〇八九号（第二一〇四号）
一、農林年金制度改悪反対等に関する請願（第二一一五号）
一、加工原料乳の限度数量の引上げ等に関する請願（第二一一八号）
一、「釣り人課（仮称）新設に関する請願（第二一二五号）（第二一二六号）（第二一二三三号）」

第二〇八九号 昭和五十四年四月十四日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」

請願者 横浜市中区中里町三八六 沢本博
司外四千八百名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十四年四月十七日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 東京都大田区田園調布本町二、四
二五 梅田泰弘外四千八百名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二二一五号 昭和五十四年四月十七日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 北海道旭川市末広二ノ四ノ六九
宮崎敏子外九十三名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第二二一八号 昭和五十四年四月十七日受理
加工原料乳の限度数量の引上げ等に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議長 遠山作助
紹介議員 長谷川 信君
優良食品である牛乳の安定的供給体制を確保するため、牛乳の消費拡大、乳製品の適正輸入を行うとともに、加工原料乳の限度数量を大幅に引き上げ、本年度超過分についても、補給金の対象とするよう強く要望する。

理由
食糧自給度の向上は、我が国農政の課題であり、生乳生産も、酪農家の努力あるいは種々の施策により、逐年伸長を続けてきた。しかしながら、最近における生乳、乳製品の消費低迷により、加工原料乳の発生は、限度数量を大幅に超過することが予測されている。保証価格のすえ置き、輸入乳製品の増大など、酪農を取り巻く情勢が依然として厳しいとき、このまま推移するならば、酪農家の経営安定を危うくし、また生産意欲の減退を招

来することは明らかである。

第二二二五号 昭和五十四年四月十七日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 東京都北区志茂二の三一ノ一 宝
示戸利太郎外六千名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二二二六号 昭和五十四年四月十七日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 東京都千代田区神田多町二ノ四
敏藤敏三外六千名
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二二四三号 昭和五十四年四月十八日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 東京都葛飾区金町一の三六金町駅
前公団一ノ三一七 信太愛子外六
千名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

五月四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、「釣り人課（仮称）新設に関する請願（第二一八七号）」
一、農林年金制度改悪反対等に関する請願（第二一九二号）（第二一九三三号）

第二二八七号 昭和五十四年四月二十四日受理
「釣り人課（仮称）新設に関する請願」
請願者 埼玉県深谷市上野台風裏三、〇六
九ノ五 高橋実外四千八百名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二一九二号 昭和五十四年四月二十四日受理

農林年金制度改悪反対等に関する請願（二二通）
請願者 札幌市北四条西一丁目北海道農林
年金共闘会議内 榎本明外五千七
百九十名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第二一九三三号 昭和五十四年四月二十四日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 三重県一志郡美杉村八知六、五八
一 藤田忠彦外百名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第五号中正誤	ベジ 段行 誤 五 三 四 五 五 そのとおだと 四 一 一 五 ありまして 三 一 七 農地を 正 そのとおりとありまして農地法を
第六号中正誤	ベジ 段行 誤 三 二 六 本制度に 四 終わり 漁業 五 終わり 魚病 正 本制度の運用に
第七号中正誤	ベジ 段行 誤 四 三 終わり 申しげました 二 一 七 終わり また 二 二 六 養繭 蚕繭 元 三 終わり 小学校 諸学校 正 申し上げました まあ
第八号中正誤	ベジ 段行 誤 四 三 終わり あります。し、 三 三 一 いろいろ 五 二 八 反応した 七 一 三 漁価 魚価 八 一 三 形態 経営体 四 一 三 方針 防止 五 四 六 沿岸漁業 沿岸漁業 六 三 九 海洋調査 海洋調査 元 二 三 専攻 専攻 三 四 二 次に 次の 正 あります。いろいろ 反応しか 魚価 経営体 防止 沿岸漁業 海洋調査 専攻 次の

第八部

農林水産委員会會議錄第九号

昭和五十四年五月八日

【参議院】

昭和五十四年五月十九日印刷

昭和五十四年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局